

インドネシア共和国

南スラウェシ州における協力チーム派遣方式による村落開発プロジェクト外案件発掘調査報告書

—南スラウェシ州Barru県における農村生計向上プロジェクト外(案)報告書—

平成6年2月

短期緊急派遣シニア隊員

中山 一三

(職種：村落開発普及員)

はじめに

インドネシア共和国においては、村落開発に関して多くの政策的対応が実施されてきた。これらの政策的対応は、いくつもの成果を見いだしたものの、「イ」国内において27州のうちの東部14州の開発は、西部地域と比較して相対的に遅れているのが現状である。

東部14州の拠点である南スラウェシ州地域開発企画局は、1993年1月に、協力隊による村落開発プロジェクトの可能性を調査することを目的とした協力隊員の要請を上げた。

報告者は、この要請に対応するため、短期緊急派遣シニア隊員（村落開発普及員）として1993年5月26日から1994年1月25日まで8カ月間にわたり南スラウェシ州開発局に派遣された。同様に、1993年7月12日から同年10月11日まで小田島成良短期緊急派遣シニア隊員（マレーシアOB）も派遣された。

小田島シニア隊員と報告者は、この間、配属先との協議、村落部の調査、その他関係機関等との協議を行った。その結果、村落開発プロジェクト案「南スラウェシ州Barru県生計向上プロジェクト」を作成した。本報告書においては、報告者と小田島シニア隊員の活動報告として同案の作成経緯、同案の概要およびその周辺情報について記述したい。

報告者と村落開発の関わりは、協力隊員（家畜飼育）として1987年12月から1990年2月にわたりマレーシア国サバ州クダット地区村落開発プロジェクトに参加した経験のみであった。このようなバックグラウンドしか持たない報告者に対し、ご助言、ご協力およびご支援を賜ったインドネシア共和国ならびに日本国政府の関係各位、また、調査活動に関し多忙な中をご指導賜った在「イ」JICA専門家、協力隊隊員、CIDA専門家に対し厚く感謝の意を表すものである。

この報告書が、今後のプロジェクト形成、実施に役立つことを切願すると共に、更なるご指導を賜れば幸いである。

1994年1月

短期緊急派遣シニア隊員

中山 一三

略語および用語説明

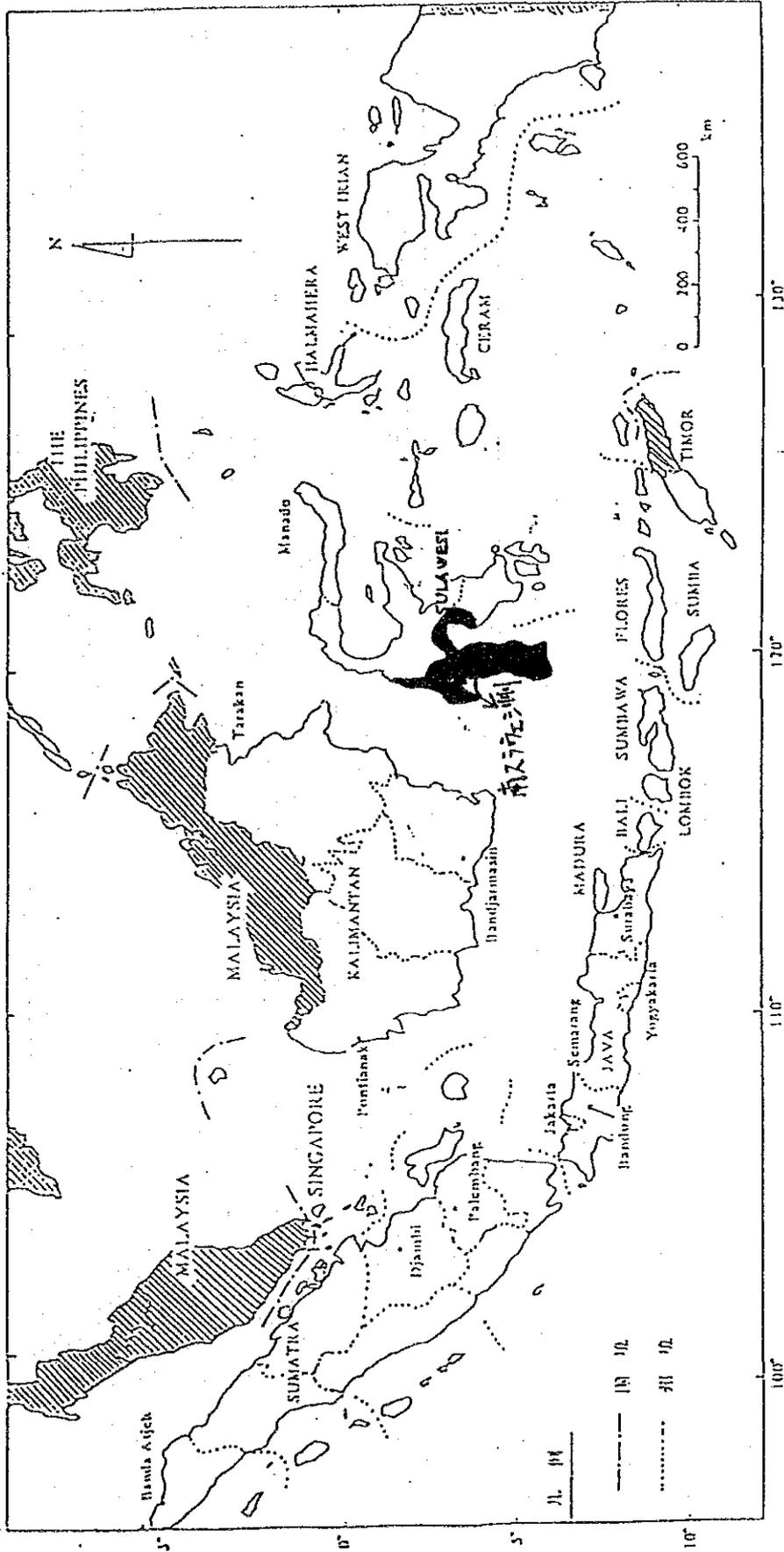
ABD	Asian Development Bank
APBD	Anggaran pendapatan dan belanja daerah (地方政府予算)
APBN	Anggaran pendapatan dan belanja Nasional (中央政府予算)
BALITTAN	Balai Penelitian Tanama Pangan (食用作物試験場)
BANGDA	Directoral General of Regional Development Department of Home Affairs (内務省地域開発総局)
BANGDES	Directoral General of Village Development Department of Home Affairs (内務省村落開発総局)
BAPPEDA	Badan Perencanaan Pembangunan Daerah (地域開発企画局)
BAPPENAS	Badan Perencanaan Pembangunan Nasional (国家開発企画 庁)
BIP	Balai Informasi Pertanian (農業情報センター)
BPLPP	Badan pendidikan, latihan dan penyuluhan pertanian (農業普及員訓練センター)
BPP	Balai Penyuluhan pertanian (農業普及所)
BPS	Biro pusat statistik (中央統計局)
BRLKT	Balai rehabilitasi lahan dan konservasi tanah (森林保 全センター)
Bupati	県知事
Camat	郡長
CIDA	Canadian International Development Agency
DESA	村
DIKLATPROP	Pusat Pendidikan dan Latihan Propinsi (州教育訓練セン ター)
DINAS	地方政府(技術)事務所
DIP	Daftar Isian Proyek (プロジェクト内容リスト)
Ditjen	Directoral General (省庁の総局)
DIY	Daera Istimew Yogyakarta
DUP	Daftar Usulan Proyek (プロジェクト申請リスト)
DUSUN	集落
GTZ	ドイツ技術協力会社
GUBERNUR	州知事
IBRD	International Bank for Reconstruction and Development (国際復興開発銀行=世界銀行)
IFAD	International Fund for Agricultural Development (国際 農業開発基金)
Inmendagri	Instruksi Menteri Dalam Negeri Republik Indonesia (内務大臣法令)
KANWIL	Kantor Wilayah (中央政府州出先事務所)
KANDEP	Kantor Departemen (中央政府県出先事務所)
Ka. Urbang	Kepala Urusan Pembangunan (郡駐在の村落開発担当者)
Kabupaten	県
Kecamatan	郡
Kelurahan	町
Kotamadya	市
KUD	Koperasi Unit Desa (村落協同組合)
LKMD	Lembaga Ketahanan Masyarakat Desa (村落保全委員会)

LMD	Lembaga Musyawarah Desa (村内協議委員会)
LMD	Lembaga Masyarakat Desa (村民委員会)
Lokakarya	Workshop
Lokdus	Lokakarya Dusun (集落における会議)
LSM	Lembaga Swadaya Masyarakat (NGO団体)
MUSBANG	Musyawarah Pembangunan (村内開発会議)
NGO	Non-Governmental Organization
PAD	Pendapatan Asli Daerah (地方政府歳入)
PCM	Project cycle management (PCM手法 = ZOPP手法)
PKK	Pembinaan kesejahteraan keluarga (家族福祉計画)
Pimpro	Pimpinan Proyek (プロジェクトリーダー)
PKT	Pembanguna Kawasan Terpadu (総合地域開発)
POSANDU	Pos Pelayanan Terpadu (総合サービス施行所：村内の簡易保健所)
PPL	Penyuluh Pertanian Lapangan (下級農業普及員)
PPS	Penyuluh Pertanian Spesialis (上級農業普及員)
PPW	Proyek Pengembangan Wilayah (地域開発プロジェクト)
PPWT	Programme Pengembangan Wilayah terpadu (総合地域開発計画)
PUSKEMAS	Pusat Kesehatan Masyarakat (簡易保健所)
PUSKESWAN	Pusat Kesehatan hewan (家畜診療所)
P3A	(村内水利管理組合)
P4K	Proyek Peningkatan Pendapatan Petani Kecil (小規模農家収入向上プロジェクト)
P4S	Pusat Pelatihan Pertanian dan Pedesaan Swadaya (村落民によって運営されている農業訓練所)
RAKORBANG	Rapat Koordinasi Pembangunan (開発調整会議)
REPELITA	Rencana Pembangunan Lima Tahun (5カ年開発計画)
REPELITADA	Rencana Pembangunan Lima Tahun Daerah (地方政府5カ年開発計画)
REPETADA	Rencana Pembangunan Tahunan Daerah (地方政府年間計画)
RT	Rencana Tahunan (年間計画)
Sulsel	Sulawesi Selatan (南スラウェシ州)
Temu Karya	郡レベルにおける開発計画作成会議
TK.I	Tingkat I (第1級地方自治体 = 州)
TK.II	Tingkat II (第2級地方自治体 = 県、市)
UDKP	Unit Daerah Kerja Pembangunan (郡レベルにおける開発作業部会)
UNHAS	Universitas Hasanuddin (ハサヌディン大学)
UNDP	United Nations Development Programme (国連開発計画)
WID	Women in Development
WILKOM	Perwilayahan Komoditas (地域産品)

案件概要表「協力センター設置案件(案)」

1. 案件名 (件名/担当者)	南カワカバ外Barro県における農村生活向上プロジェクト Proyek Peningkatan Sumber daya (資源開発プロジェクト)
2. 相手団体の概要	南カワカバ外Barro県農林部によって組織化されたババコ県農林部等の組合チーム ①農地開発委員会 ②農林部農林事務所 ③農林部農林事務所 ④農林部農林事務所 ⑤農林部農林事務所 ⑥農林部農林事務所 ⑦農林部農林事務所 ⑧農林部農林事務所 ⑨農林部農林事務所 ⑩農林部農林事務所
3. 案件発起の経緯	1993年1月に南カワカバ外Barro県農林部農林事務所南カワカバ外先導事務所 農林部農林事務所によって組織化されたババコ県農林部等の組合チーム 農林部農林事務所によって組織化されたババコ県農林部等の組合チーム 農林部農林事務所によって組織化されたババコ県農林部等の組合チーム
4. 目的	上位目標 村人の生活向上 ア) 目的(目標) 1. 対候ワトル/村人の農業生産、家畜生産および家内制手工業生産の向上 2. 農業改良普及の機能および普及量の拡大向上
5. 内容と実施計画	1) 内容 1. 村人の生活向上に資する協力 2. 農業改良普及の機能・普及量の拡大向上に資する協力 3. 農業改良普及の機能・普及量の拡大向上に資する協力 4. 農業改良普及の機能・普及量の拡大向上に資する協力
6. 委員会	1) 合同委員会 2) ア) 目的(目標) 委員会

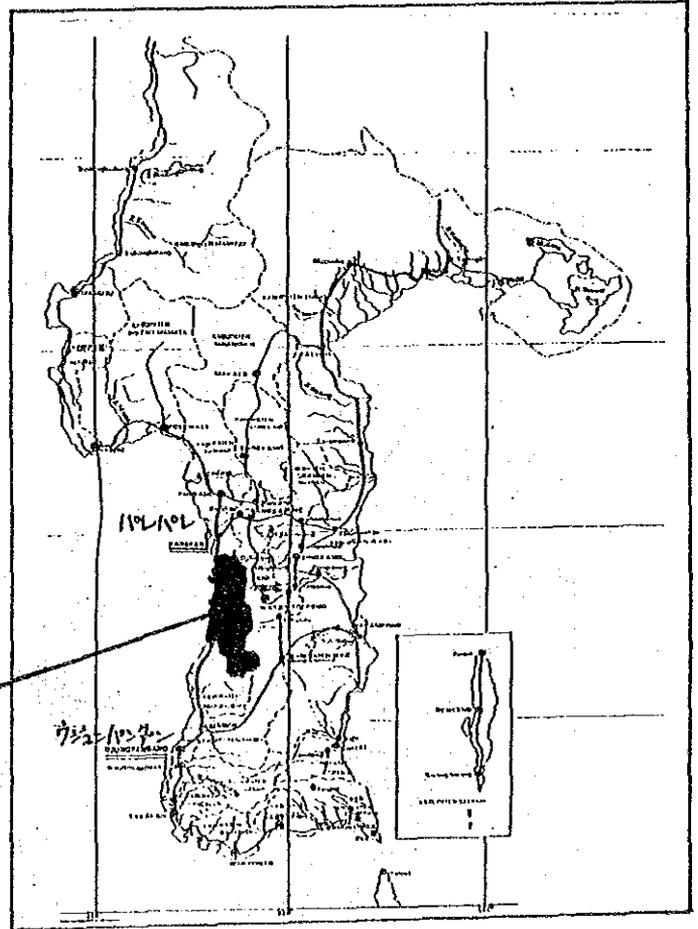
7. 協力のフェーズ	93年 _____ 94年 _____ 95年 _____ 96年 _____ 97年 _____ 98年 _____ 99年 _____ 2000年 _____ * * * * * 1) 大規模(作成) 2) Barro県におけるババコ 3) 事務局におけるババコ 1) 事務局 ①ババコ事務局の作成 ②事務局の作成 2) ア) 目的(目標) ①基本計画 ②実施計画作成 ③ア) 目的(目標) 実施 → ア) 目的(目標) 実施 3) 調査
8. 関係機関	ア) 目的(目標) 実施に当たる関係機関の役割を以下に示す。 関係機関 人数 役職名 所在地 具体的内容 1. ア) 目的(目標) 実施: 1名: ナムカ-: Barro県: 報告書まとめ、相手側との折衝、JICAからの結託、運営委員会の準備 2. ア) 目的(目標) 実施: 1名: 事務局: ナムカ-: 結託、相手側との折衝、報告書のまとめ、研修・視察 3. 関係機関: 1名: 事務局: Barro県: 報告書のまとめ、相手側との折衝、JICAからの結託、運営委員会の準備 (関係機関は事務局が折衝を担う予定、相手側における関係機関の住居はJICAによるか、または農業改良普及所が折衝を担う予定)
9. 関係機関	1) 関係機関 2) 事務局およびJICA 3) 事務局
10. 留意事項	1) 関係機関 2) 事務局およびJICA 3) 事務局



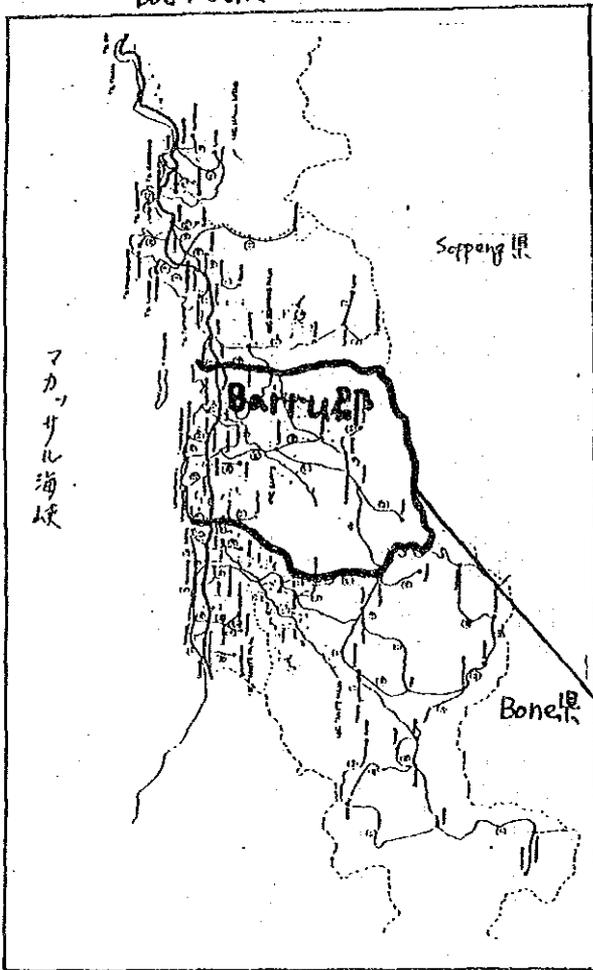
インドネシア全土図

(出所): Atlas Indonesia, Yayasan Dwidjendra, 1976, Denpasar E. B 作成

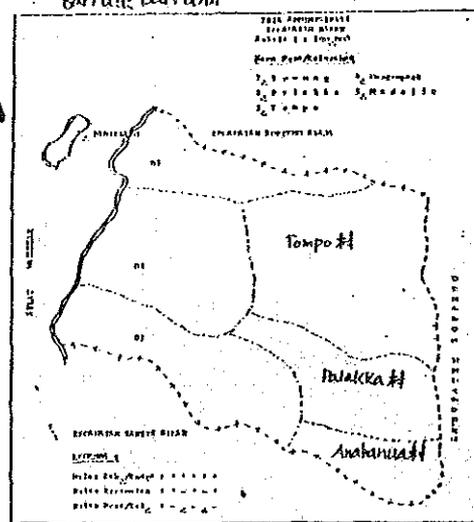
南スラウェシ州

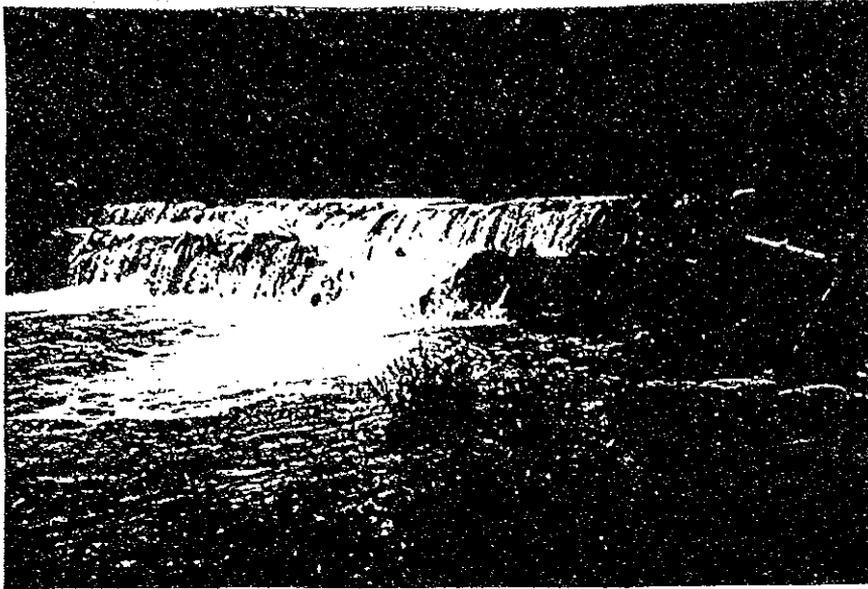


Barru 県

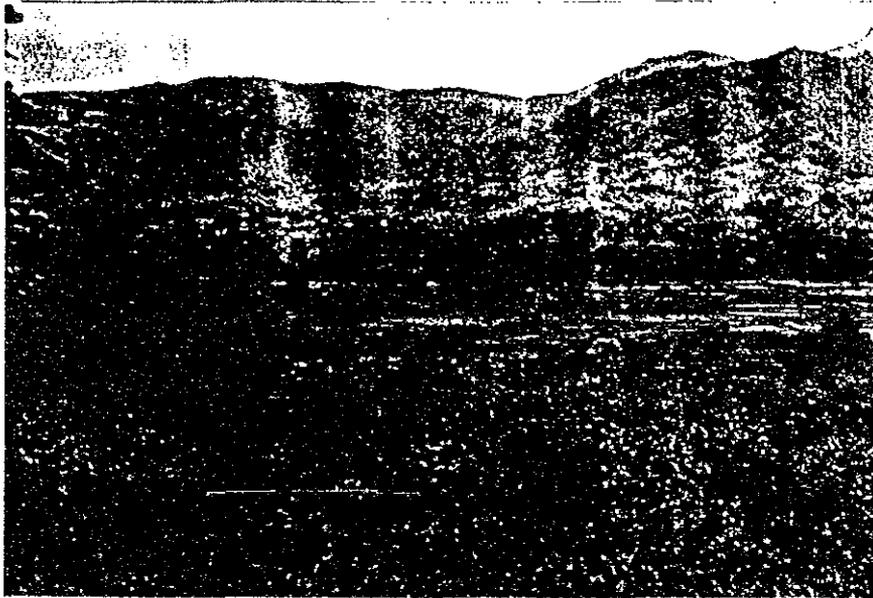


Barru 郡





Palakka村の蛇籠を使った
簡易灌漑ダム



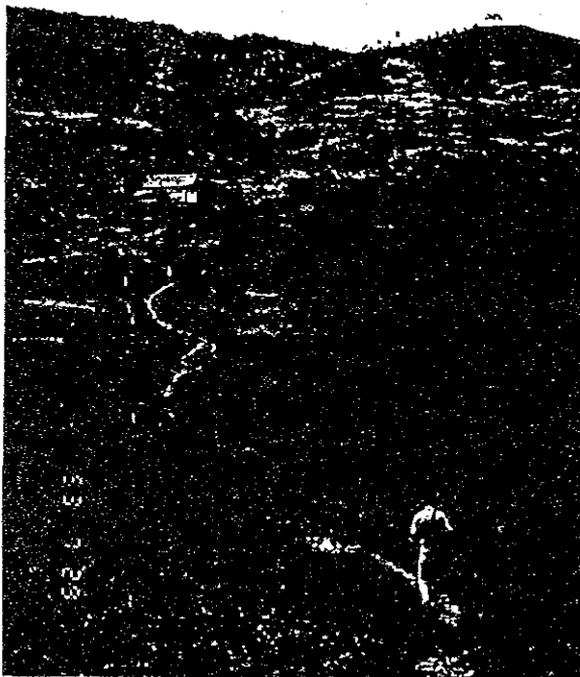
Tompo村水田とKarompe集落



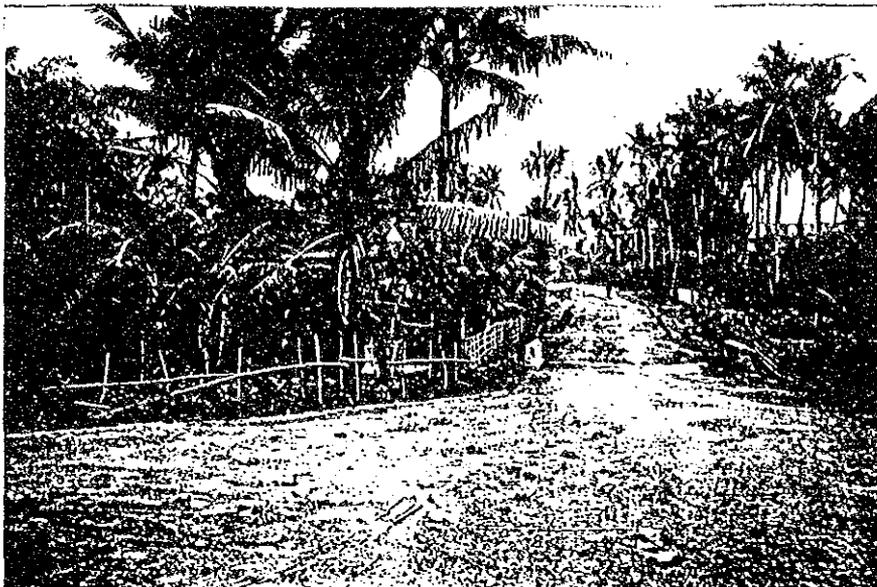
Tompo村の2期作水田
(収穫後)



Barru県政府機関職員
(前列左から2人目報告者、
3人目が小田島シニア隊員)



Palakka村とAnabanua村の境界
にあるPPWTプロジェクト
(カシュウナツ園)



Anabanua村Banga-banga集落



Palakka村Karange集落メイストリート



Barru県におけるセミナー
(左から報告者、郡調整員
通訳、Bandes TK. I副所長、
Bappeda TK. I調査課課長)

目次

はじめに	95
地図	95
写真	96
略語と用語	96
プロジェクト概要	96
目次	96
1. 派遣の経緯	95
1. 調査員派遣までの経緯	95
2. 調査員	96
II. 調査目的	96
1. 調査目的設定の経緯	96
1-1. 調査員赴任時の南スラウェシ州地域開発企画局の状況	96
1-2. 調査員赴任後1カ月間の活動結果	97
2. 調査目的	97
III. プロジェクト案作成経緯の概要	98
1. プロジェクト案作成の経緯	98
1-1. 調査およびプロジェクトの対象候補県への視察	98
1-2. 調査対象県および調査対象村の選定	100
1-3. 村内調査および関係機関聞き取り調査	102
1-4. 問題分析および目的分析	103
1-5. プロジェクト案作成	103
1-6. 小宮派遣一課長の視察訪問	103
1-7. プロジェクト案の再検討	104
1-8. Barru県におけるセミナーの開催	104
1-9. 内務省地域開発総局におけるセミナーの開催	105
2. 基礎情報の収集のための調査内容	105
IV. インドネシアの開発に関わる基礎情報	107
1. インドネシアの開発機構と政策	107
1-1. 開発計画策定と計画実施のシステム	107
1-1-1. 行政機構	107
1-1-2. 開発計画策定システム	110
1-1-3. 開発予算	115
1-1-4. プロジェクトサイクルと各関係機関の役割	118
1-2. 地域開発および村落開発プロジェクト	118
1-2-1. 開発戦略の流れ	118
1-2-2. 指標による村落の分類	119
1-2-3. 開発プログラム	120
2. 国家5カ年開発計画と村落開発	124
3. CIDAの援助動向	126
4. JICAプロジェクト方式技術協力	128
V. プロジェクト案対象地域の調査結果	131
1. 南スラウェシ州	131
1-1. 概要	131
1-1-1. 一般概要	131
1-1-2. 農業	132
1-1-3. 指標による村落の分類	132
1-2. 開発政策と村落開発の問題点	133
1-2-1. 開発政策	133
1-2-2. 州政府がまとめた村落開発の問題点	134
1-3. 村落視察の印象	134
2. Barru県	135
2-1. 概要	136
2-1-1. 一般概要	136
2-1-2. 歳入と開発予算	138

2-1-3.	指標による村落の分類	140
2-1-4.	経済	140
2-2.	Barru県第5次5カ年開発計画の概要	148
2-2-1.	問題点	148
2-2-2.	地域開発の優先度	148
2-2-3.	地域開発の方針	148
2-2-4.	各セクターの開発プログラム	149
2-3.	開発の現状と問題点	149
2-3-1.	行政システム	149
2-3-2.	開発プログラム	153
2-3-3.	問題点	156
2-4.	開発上の政府機関の問題点	157
3.	Anabanua村、Tompo村およびPalakka村の概要	158
3-1.	3ヵ村の概要	158
3-2.	Palakka村Pange集落とKalange集落のアンケート調査結果の補足	158
3-3.	村内の家内制手工業について	162
3-4.	村人の問題意識と政府に対する期待	166
3-5.	雨期の状況	167
3-6.	JICA専門家による視察調査結果	167
VI.	プロジェクト案概要	171
1.	プロジェクト案	171
2.	プロジェクト案作成までの経緯の概要	171
3.	プロジェクト名	172
4.	目的	172
5.	プロジェクト内容	172
5-1.	協力対象	172
5-2.	協力内容	173
6.	プロジェクトの可能性と留意点	176
6-1.	プロジェクト対象県としてBarru県および対象村としてAnabanua村Palakka村およびTompo村を選定した理由	180
6-2.	Palakka村における問題系図(分析)	182
6-3.	問題系図(目的分析)	183
6-4.	プロジェクト内容	184
6-5.	プロジェクト案概要	186
6-6.	インドネシア村落開発機構とプロジェクト実施体制(案)	187
6-7.	プロジェクトスケジュール	188
6-8.	プロジェクト発掘からフォローアップ段階までの隊員及び調査団の派遣計画(案)	189
別添資料		
1.	活動日程	193
2.	Barru県より提出されたプロポーザル(全訳)	198
3.	総合地域開発計画(PPWT)指導書の要約	207
4.	収集資料および参考資料リスト	212
5.	プロジェクト案作成以外の活動実績と供与機材	214
6.	Barru県で開催されたセミナーの参加者リスト	215

I. 派遣の経緯

1. 調査員派遣までの経緯

1992年に協力隊事務局は、協力隊による「チーム派遣案件」の増加予定を各在外事務所に明らかにし、その案件発掘について各協力隊調整員に協力を依頼した。これを受けて、インドネシアJICAジャカルタ事務所は、インドネシアの開発における重要課題である「東部地域開発政策」および貧困対策を勘案し、東部地域の中心地である南スラウェシ州における「村落開発プロジェクト」に関わる案件について検討することとした。しかしながら、同事務所においてはインドネシアにおける協力隊派遣の歴史が浅かったため、インドネシア政府に対して村落開発に協力するためにどのようなアプローチをとるべきかが明確ではなかった。そのため、同事務所協力隊調整員が村落開発あるいは地域開発の援助の先駆者であるUSAID、CIDA、GTZ等の国際援助機関を訪問した。同調整員は、これらの機関より内務省地域開発総局および州と県^{注)}の地域開発企画局（州地域開発企画局：Bappeda TK. I、県地域開発企画局：Bappeda TK. II）を通して「村落開発プロジェクト案件」を発掘する必要性を説明された。

上述の経緯を経て、1992年10月に同調整員は南スラウェシ州の州都ウジュンパンダンにある州地域開発企画局（Bappeda TK. I）局長とチーム派遣による村落開発プロジェクト実施の必要性についてジャカルタにて検討した。その際、同局長から「南スラウェシ州では村落開発の必要性が多きこと」が明らかにされた。また、同時に同調整員から村落開発プロジェクトの案件発掘を図るため協力隊隊員を派遣し、調査を実施することが提示され、同局長もこの件に関し合意した。

その後、1993年1月に同調整員が村落開発プロジェクトの案件発掘のための調査員（短期緊急派遣シニア隊員）の要請取付にウジュンパンダンへ赴き、Bappeda TK. I職員と州都ウジュンパンダンの周辺県であるGowa県、Maros県およびSoppeng県の職業訓練校および村落等を視察した。この時に、各県のBappeda TK. I I局長より職業訓練、陶器、野菜栽培、養鶏等に対して技術協力の必要性が示された。

1993年1月に、Bappeda TK. Iは調査員に関する正式要請を内務省地域開発総局地域開発計画課に提出し、同年5月に当局から許可が下りた。提出された要請書における協力隊隊員に対する要請内容は、「村落部における人的資源の改善、特に小学校（SD）、中学校・高校（SMP & SMA）をドロップアウトした若者および社会組織に対し産業・農業・畜産業・林業・漁業・保健衛生等の分野における技術およびマネジメントについての協力」というものであった。

注) インドネシアの行政機構には、中央政府の下に州、州の下に県、県の下に郡、郡の下に村落部に分けられている。なお、州はTK. I (Tingkat I) および県はTK. II (Tingkat II) と呼ばれている。詳細については後述する。

このような経過を経て、1993年5月26日に中山短期緊急派遣シニア隊員（報告者）が南スラウェシ州Bappeda TK. Iに配属された。同局に配属された協力隊隊員は、報告者が最初の隊員である。また、同年7月12日に小田島成良短期緊急派遣シニア隊員（マレイシアOB）も派遣され、合計2名の短期緊急派遣シニア隊員が調査員として派遣された。

2. 調査員

調査員名	派遣形態	職 種	任 期	主な職務内容
中山 一三	短期緊急派遣 シニア隊員	村落開発 普及員	93/5/26- 94/1/25	行政システム・サービスの調査、 プロジェクト案作り
小田島成良	短期緊急派遣 シニア隊員	村落開発 普及員	93/7/12- 93/10/11	村内調査

なお、両調査員の配属先は、南スラウェシ州地域開発企画局Bappeda TK. Iであった。

II. 調査目的

1. 調査目的設定の経緯

1-1. 調査員の赴任時の南スラウェシ州地域開発企画局側の状況

上述のように要請内容は非常に多分野にわたっていた。この要請内容を受けて、報告者は、赴任以前から南スラウェシ州地域開発企画局（Bappeda TK. I）が協力隊による村落開発プロジェクトに対して協力内容等の具体的な計画を準備しているとは考えられなかった。

報告者の南スラウェシ州Bappeda TK. I（ウジュンバンドン）への赴任は6月2日であった。赴任に当たって、隊員の巡回指導で来「イ」中の森本協力隊事務局次長、秋山協力隊事務局派遣一課職員（インドネシア担当）および斉藤JICAジャカルタ事務所次長ならびに郡同事務所協力隊調整員が同行し南スラウェシ州Bappeda TK. Iを表敬訪問した。Bappeda TK. Iでは、JICA側一向は、局長、報告者の直接の配属下となる経済課の課長および数名のスタッフ達と会談の席をもった。この会談の席において、Bappeda TK. I側は調査員の受入には全く問題を示さなかったが、調査員派遣に関わる明確な職務内容計画あるいは構想を準備していないことが明らかとなった。

また、報告者自身も赴任以前に配属先となるBappeda TK. Iの機能、役割およびインドネシアの村落開発に関する政策、行政システム等を十分に理解していなかった。

そのため、赴任前に報告者は、以下のような内容の職務内容（TR案）を協力隊事務局に提出した。①イ側の協力隊事業の理解の促進、②州政府側の村落開発計画案作成の促進、および、③協力隊側の計画案の作成

1-2. 調査員赴任後1カ月間の活動結果

上述のように配属先の計画および構想が明確でない状況下で、報告者は活動初期の約1ヵ月間にBappeda TK.Iの機能・システムの把握、村落部の現状把握、要請書の内容について関係者と再協議を行った。そして配属先であるBappeda TK.Iに関して以下のようなことを知った。

1) Bappeda TK.Iの主な役割は、州全体の開発計画の調整、地域開発計画の管理・監督・調整、州知事の命令による業務の遂行等である。

そのため、Bappeda TK.Iは、村落開発プロジェクトの計画作成および実施に直接関わっていない。

2) Bappeda TK.Iにおいては、各県から県内地域開発計画の実施計画とその要請が上げられてくることから、容易に県レベルのニーズおよび問題点を把握できる。しかし、Bappeda TK.Iと村落レベルは行政機構上直接のつながりがないため村落レベルの現状、ニーズおよび問題点をつかむことは非常に困難である。

3) 2)に関わり、ほとんどのBappeda TK.Iの職員自身は、村落部の現状、ニーズ、組織等について詳細を理解していない。

4) Bappeda TK.Iおよび内務省地域開発総局（Bangda）等その他の関係機関は、協力隊事業の派遣システム、事業概要等を十分に理解しておらず、USAID、CIDA等外国援助機関のそれと混同していることが多い。

2. 調査目的

報告者は、赴任後Bappeda TK.Iの以上のような受入状況およびその機能を思料し、赴任前に協力隊事務局に提出したTR案を若干変更し、任期中の活動目的を以下のように設定した。

1) 農村部における協力隊村落開発プロジェクト案を作成する。

報告者は、漁村を視察した際、その社会構造・経済構造を把握できなかった。その結果、報告者は村落開発プロジェクト計画案に関して対象を「農村」に絞ることとした。農村の中には、ドロップアウトした若者、経済的に自立していない人々が含まれている。

そして、プロジェクト案を作成するために農村の選定にあたって、「草の根レベルの援助」という観点から以下のような基準を用いた。

①大型ダム・道路・大型灌漑設備等のインフラ整備が必要でない地域。

- ②不在地主、大地主が存在しない地域。
- ③国際援助機関の援助が入っていない地域。
- ④生活用水・農業用水の潜在性がある地域。
- ⑤援助効果を高くするため地理的・自然条件を備えている地域。

2) プロジェクト案の作成

形成するプロジェクト案は、以下の内容であった。

- ①目的
- ②プロジェクト対象村
- ③内容案
- ④協力隊派遣職種
- ⑤CPとなる機関
- ⑥プロジェクト期間と暫定スケジュール

プロジェクト対象者および内容は、実際に活動する隊員が政府関係機関職員および村民と話し合っただけで決定されることが適切である。従って、ここでは、大枠案としてのプロジェクト対象村および内容案を確定する予定であった。

3) 基礎情報の収集

プロジェクト案作成のために、インドネシアの行政システムおよび機構、開発プロジェクトの現状、村落開発の現状を収集し、把握する。

4) 協力隊事業の理解促進

「イ」側関係機関に対し、協力隊の事業概念、概要および派遣システム等について理解を促進する活動の実施。

なお、調査活動実施時には、調査員は調査結果からプロジェクト実施に至るまでのプロセスを以下のように「イ」側関係者に対し説明することとした。

- ①調査員の役割は「イ」側の問題点、ニーズを共に検討し、村落開発プロジェクト案を作成することである。この案は大枠案であり、プロジェクト実施に関する詳細な計画は、隊員が派遣された後にその詳細を詰める。
- ②プロジェクト実施の是非については、調査結果を基にJICAジャカルタ事務所ならびに協力隊事務局が決定する。

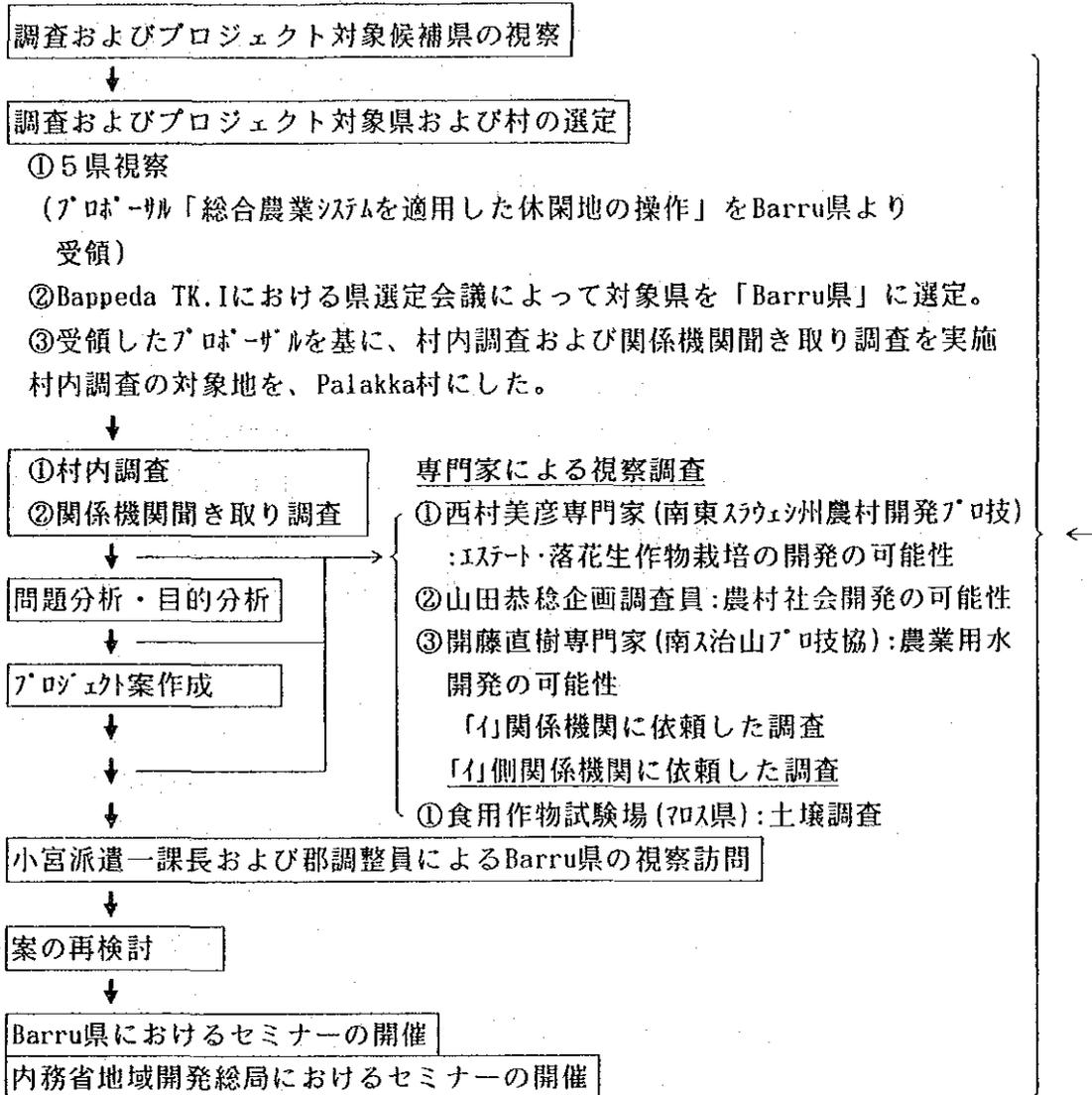
III. プロジェクト案作成経緯の概要

プロジェクト案作成の経緯は、以下に示した段階(1)～(9))ごとの活動を実施し、基礎情報に関する調査結果をふまえながらプロジェクト案を作成した。

1. プロジェクト案作成の経緯

1-1. 調査およびプロジェクト対象候補県への視察。

プロジェクト案作成の経緯と調査内容



- 基礎情報の収集のための調査内容
- 1) 政府関係機関の行政システム・サービス。
 - 2) インドネシアの村落開発。
 - 3) JICAプロジェクトおよび前JICAプロジェクトサイトの視察。
 - 4) JICA専門家/隊員との情報交換。
 - 5) その他国際援助機関 (CIDA) の動向。

- 1) 候補県：Maros県、Gowa県、Soppeng県、Jeneponto県およびBarru県。
- 2) 上述の5県に関しては、全てBappeda TK.Iからの要望であった。その理由として、州都ウジュンパンダン市から近距離に位置し、Bappeda TK.I職員がモニタリング活動を行いやすい県というものであった。
- 3) この考え方には、基本的に報告者も賛同した。但し、各県の視察結果によって、5県から1県を選択し重点的に調査活動を行い、プロジェクト案を作成することとした。
- 4) 各県の視察については、Soppeng県を除き各県2回行った。

1-2. 調査対象県および調査対象村の選定

1) 5県の視察

各県を視察訪問した際には、県地域開発企画局（Bappeda TK.II）局長あるいはその代理と面談し、「その県において水源（生活用水・農業用水）があり、農村開発が必要とされている村落（地域）」を視察したい旨局長に口頭で伝え、局長から提示された地域／村落を視察した。その理由として、報告者および小田島シニア隊員は、県Bappeda TK.II局長から県内の農村（地域）開発の基本構想を引き出すのに有効な手段と考えたからである。

4県再視察の結果、Barru県Bappeda TK.II局長は”総合農業システムを適用した休閑地の操作”というプロポーザルを提示した。このプロポーザルは、協力隊に対する要請ということではなく、同局長がBarru県における地域住民の意向および農村開発に関わる各関係機関のプロジェクトをとりまとめたものであった。その目的は、実施予算源を探ることにあつた。

しかし、他の3県の局長からは文書で提示されたものはなかった。

2) Barru県より提出されたプロポーザル（別添、2参照）

Barru県Bappeda TK.II局長（Mr.Amas Yamin）から提出されたプロポーザルの概要を以下に記す。同プロポーザルは、Barru県知事によってサインされたものである。

プロポーザル題名： ”総合農業システムを適用した休閑地の操作”

概要：上述したように、このプロポーザルは協力隊の派遣要請を目的にしたのではなく、同局長がBarru県における地域住民の意向および農村開発に関わる各関係機関のプロジェクトをとりまとめたものである。

プロジェクトサイトは、Barru県Barru郡Palakka村およびAnab anua村の2ヵ村である。同サイトにおいては、元々、エステート作物県事務所の援助によって150haにわたるカシュナッツ栽培プロジェクトが実施されていた経緯があつた。

プロジェクトの目的は、対象住民の生計向上であった。その内容は、荒廃地を有効利用し、伝統的農業システムをカシュウナッツ栽培、クミリ栽培、食用作物栽培、肥育牛飼育を複合化し近代複合農業営農システムに転換することであった。

実施機関 : Barru県の各政府機関（県事務所（DINAS）および県出先省庁事務所（KANDEP））。

3) 県選定会議

4 県を再訪した後、8月9日に県選定会議がBappeda TK.I経済課課長、2人のCPおよび小田島、中山両隊員の出席のもと開催された。

会議の結果Barru県が調査対象県として選定された。同時に、村内調査対象地もプロポーザルに示された村を中心に行うことが決められた。なお、この会議の結果は、視察した各県にレターで送付された。選定理由は以下の通りである。

- ①提出されたプロポーザルの予算および業務計画は、Barru県Bappeda TK.I局長が予算源を探すために作成したもので、協力隊に対して提出するために作成したものではない。そのため、不十分な点もある。しかし、その内容は県政府によってボトムアップシステムにより明確になった村人のニーズに加えて州の開発基本概念である「3つの概念」（Tri konsep）および各関係機関の開発構想をも検討されたものであった。従って、このプロポーザルには、県政府および州政府による一つの農村開発のモデルを目的とした事業内容が含まれており、後の調査活動のたたき台になると考えられた。
- ②視察した4県の農村地域において、Barru県で視察した地域は荒廃地（草生地）を利用してカシュナッツ栽培プロジェクトを実施していた。同地域には、さらに農畜産業の開発可能と考えられる土地（荒廃地・休耕地）が残されていた。しかし、他の3県で視察した村落部および地域において今後開発可能と思える土地は見あたらなかった。
- ③Barru県Bappeda TK.II局長は、元村落開発担当職員（Kaurbang）であり、内務省村落開発総局の州・県事務所に勤務していたため、村落部の事情に明るい人である。しかし、他県の局長は、そのような経歴を持っていないため村落部の事情に暗かった。プロジェクトを実施する上において、Bappeda TK.IIの局長が村落部の状況を把握しているかどうかは重要なポイントである。
- ④Maros県およびGowa県には、既に国際援助機関を通じていくつかの援助が導入されていた。Jeneponto県では、今後、州の政策として国際機関および国家・州の開発計画が集中的に実施される予定であった。

Barru県においては、いくつかの村落部で国際NGO団体のCAREによって小規模な簡易水道敷設プロジェクトが実施されているものの、他の国際援助機関による援

助活動は実施されていなかった。また、国家・州による開発計画の実施も予定されていなかった。

⑤同プロポーサル対象地域であるPalakka村には、乾期にも枯渇しない河川があり、村人の自助努力および政府援助による簡易灌漑が整備されていた。その整備状況は不十分であったが、このような簡易灌漑設備を増加・補強することによって農業生産の増加が可能になると考えられた。

他県の視察地は、すでに2期作が達成されているか、あるいは、乾期に水が枯渇する。2期作が達成されている地域では、協力隊の農村開発プロジェクトの実施の必要性が少ないと考えられた。一方、乾期に水が枯渇する地域においては、それを補うために大規模な灌漑設備の整備が必要と考えられた。

⑥同プロポーサルの対象地域であるAnabanua村は、乾期には河川が枯渇するものの、PPWTプロジェクトの対象地であるため、今後肥育牛の増産による畜産開発および家内制手工業の活性化が推進される予定である。同村が選定された理由は、PPWTの対象地であることおよび対象3ヵ村の中で唯一「貧困村」に定義されていることなどから、多様な村落開発が試み得ると考えられたからである。

⑦Tompo村はPPWTプロジェクト対象地域には行っていなかった。しかし、枯渇しない河川を所有しなおかつそれらが十分に利用されていない状況およびPalakka村と比較して県政府の援助の手が届いていない状況を考慮した場合協力隊の活動によって開発できる可能性があると考えられた。

1-3. 村内調査（主に小田島シニア隊員による）および関係機関聞き取り調査
村内調査および関係機関聞き取り調査結果についての詳細は、後述する。ここでは、概略のみを記述する。

1) 村内調査

小田島シニア隊員が、Barru県より提出されたプロポーサルに示されていた開発事業対象地である同県Barru郡Palakka村において8月末から10月初旬まで約40日間にわたる村内の基礎調査を行った。その目的は、受領したプロポーサルに示されている問題点の確認、さらに、村内組織の理解、村人の生活に関わる意識の理解、村の発展の可能性の検討などであった。その調査結果は、同シニア隊員によって「南スラウェシ州協力隊村落開発案件化関連事前調査報告書」にまとめられた。

2) 関係機関聞き取り調査

Barru県における村落開発と関わりのある関係機関に対して聞き取り調査（アン

ケート調査も含む)を行った。この調査は、村内調査とほぼ同時並行し報告者によって実施された。その対象は、以下のようなBarru県内の関係機関である。

Dinas KesehatanとKandep Kesehatan (県保健事務所、保健省県出先事務所)
Dinas Peternakan (県畜産事務所)
Dinas Tanaman Pangan (県食用作物事務所)
Perwakilan cabang Dinas Perkebunan (県エステ作物事務所支所)
Dinas pekerjaan umum kabupaten (県公共事業事務所)
Ranting pekerjaan umum pengairan (公共事業省灌漑局県出先支所)
Kandep Perdagangan (商業省県出先事務所)
Kandep Sosial (社会省県出先事務所)
Bangdes Tk. II (内務省村落開発局県出先事務所)
Kandep Perindustrian (産業省県出先事務所)
Kandep Koperasi (組合省県出先事務所)
BRLKT (森林保全センター)
BAPPEDA TK. II (県開発企画局)
Kepala urusan pembangunan desa (村落開発事業担当者)
Barru県内3つのBalai Penyuluh Pertanian (農業改良普及/指導所)

この聞き取り調査の目的は、それぞれの機関の行政システム・その実績および行政サービス実施上における問題点の把握、政府職員の立場からの村落開発に関する見解の把握等であった。調査結果に関しては、後述する。

1-4. 問題分析および目的分析

小田島シニア隊員による村内調査が終了した時点で、報告者と同シニア隊員の両名により、「Palakka村における住民の低い収入」を中心問題として問題分析を行い、続いて目的分析を行った。問題分析の作業には、受領したプロポーザルおよび小田島シニア隊員による調査結果をたたき台とした。問題分析および目的分析の結果に関しては後述する。

1-5. プロジェクト案作成

上述の問題分析・目的分析を基に、プロジェクト案を作成し、Barru県Bappeda TK. IIの局長とその案についてその必要性及び可能性を協議、検討した。

1-6. 小宮派遣一課長の視察訪問

平成5年10月24日から26日にわたり小宮課長、西村協力隊経理課課長代理および郡調整員が、ウジュンバンダン市で活動している協力隊員を巡回視察された。

10月26日には、小宮課長および郡調整員が州Bappeda TK. I、Barru県TK. IIおよびプロジェクト候補地であるPalakka村およびAnabanua村を視察訪問した。

この視察訪問中に、報告者は、小宮課長および郡調整員に前述のBarru県Bappeda TK. IIの局長と協議したプロジェクト案について説明し、また、小宮課長及び事務局の意向を伺いながら打ち合わせを行った。

視察訪問および打ち合わせの結果、小宮課長からは以下のような助言と感想を頂いた。

- 1) プロジェクト案(後述)にある協力内容は、隊員が村内で直接村人に技術協力する場よりも、隊員が政府関係機関と村人の間を調整する場が多くなる。この調整業務には、行政システムの的確な理解および村人・村落の状況把握が必要とされる。このことは、通常の隊員による技術協力と異なり、専門分野の技術のみではカバーしきれないことが予測される。
- 2) 報告者の帰国後、事務局にて説明会を開き、その結果、事務局からの事前調査団の派遣が決定されることとする。
- 3) 事前調査団を派遣するということは、プロジェクトの開始を意味する。
- 4) 現在考えられる事前調査団団員には、村落開発および農業の専門家が考えられる。
- 5) 事前調査団派遣時期は、93年度内或いは94年度早々になる可能性がある。

1-7. プロジェクト案の再検討

小宮派遣一課長の視察訪問後、Barru県Bappeda TK. II局長とプロジェクト案について再検討し、その構成等を組み替えた。

案の詳細はVI章に記す。

1-8. Barru県におけるセミナーの開催

1994年1月19日にBarru県Bappeda TK. II事務所において、プロジェクト案に関するセミナーを開催した。なお、報告者は、セミナー開催以前にインドネシア語の最終報告書を関係者に送付した。

プロジェクト案の作成にはBarru県Bappeda TK. II局長と2名のシニア隊員が中心となって行われた経緯があった。従って、セミナー開催の目的は、各関係機関に対して案の説明に加えて、その作成経緯とセミナー開催後の方向性を示すこと、および、協力隊の基本概念およびシステムの説明を行うことであった。

出席者は、「イ」側が県知事の代理(県知事事務所事務局長)、県内各関係機関職員、Bappeda TK. Iの代表(調査課課長)、Bangdes TK. I(副所長)の代表者であり、協力隊側は、報告者と郡調整員であった。

司会進行役はBangdes TK. Iの副所長が県知事事務所長より任命された。

セミナーの手順は、①県知事事務所長からの開会宣言の後、②郡調整員の発表③報告者の発表、続いて④質疑応答、⑤司会進行役からの締め言葉、であった。

郡調整員による発表概要は以下の通りである。

- 1) 小田島および報告者の両短緊シニア隊員の役割はプロジェクト案を作成する事であり、その案の実施の是非については、報告者が協力隊事務局において説明会を開催した後、協力隊事務局が判断をすること。

- 2) 作成された案が採択された場合においても、事務局の判断および派遣される調査団の派遣結果によりプロジェクト案の内容は変更されていく可能性があること。
- 3) 協力隊の概念およびそのシステムについての説明は、ビデオ「Together (インドネシア語版)」の上映によって行われた。

報告者の発表は、プロジェクト案について行われ、その発表概要は、主に後述するプロジェクト案（VI章に記述。）に示した項目に関するものであった。その項目とは、

- ①調査の経緯と目的
 - ②プロジェクト名とその目的
 - ③対象
 - ④内容
 - ⑤「イ」側とJICA側のプロジェクト実施体制
 - ⑥実施上の留意点
 - ⑦今後の活動方針
- であった。

結果、送付した報告書における表現が不適切であった箇所について一部書き換えを求められた。しかし、協力隊の事業概念、派遣システム、調査員の役割、プロジェクト案の内容、今後の活動方針に関して、概ね出席者の理解が得られたと思われる。

1-9. 内務省地域開発総局におけるセミナーの開催

Barru県で開催したセミナーと同様のセミナーを1994年1月22日に内務省地域開発総局において開催する予定であった。しかし、同局の担当者の一人は研修に参加しており不在であったこと、他の一人が病気により不在であったこと、報告者の帰国までにこれらの担当者との連絡が取り付けられない状況であったことから報告者による当局に対する直接の説明はできなかった。そのため、報告者の帰国後、郡調整員によって調査員の活動結果が当局関係者に説明されることとなった。

2. 基礎情報の収集のための調査内容

基礎情報の収集の目的は、直接的あるいは間接的にプロジェクト案作成を補足する情報を収集ことである。調査結果に関しては、III章において詳述するため、

ここでは実施した調査活動の項目のみを示す。

- 1) 政府関係機関の行政システム・サービス。
- 2) インドネシアの村落開発。
- 3) JICAプロジェクトおよび前JICAプロジェクトサイトの視察。
- 4) JICA専門家による視察調査。
- 5) その他国際援助機関（CIDA）の動向。

IV. インドネシアの開発に関わる基礎情報

1. インドネシアの開発機構と政策

1-1. 開発計画策定と計画実施のシステム

1-1-1. 行政機構

1) 行政機構とその体系

インドネシアにおいては、27の州 (Propinsi)、246の県 (Kabupaten)・55の市 (Kotamadya) および33の準市 (Kota Administratif) からなる334の行政区、それら下に約3,600の郡 (Kecamatan)、その下に約67,000の村落部 (Desa/Kelurahan) に行政機構が分けられている。

地方行政に関しては、法律第5号 (1974年) (Undang-undang Republik Indonesia No.5, Tahun 1974 tentang Pokok-pokok pemerintahan di daerah) に規定されている。

その行政機構および体系については、チャート1-1-1、1-1-2に示した。

2) 各組織の機能の概要

① 州知事および県知事あるいは市長

州知事は、内務大臣および地方議会議長が承認した3から5名の候補者の中から地方議会 (Dewan Perwakilan Rakyat Daerah) によって選出される。

県知事あるいは市長は、州知事および地方議会議長が承認した3から5名の候補者の中から地方議会によって選出される。

州知事および県知事あるいは市長は、その地域における内政に関し内務大臣を通して大統領に対し責任を持つ。

② 地域開発企画局 (Badan Perencanaan Pembangunan Daerah: Bappeda)

州においては州知事の下、県 (市、準市) においては県知事 (市長、準市長: 以下市長、準市長をまとめて県知事と記述する) の下において以下のような機能をもつ。

- 地域の開発計画 (州/県における開発5カ年計画、年間計画、基本方針 (Pola dasar)、開発25カ年計画) の作成のために、関係機関間の調整を行い、各計画を作成する。
- 各地域における計画 (事業) の実施においては、そのインフラ整備に関わる予算の執行状況と整備状況のモニタリングを行う。
- 州知事あるいは県知事令による業務をこなす。

地域開発企画局は、局長、副局長、事務課、調査課、経済課、社会文化課、インフラ・施設課、統計・報告書課より構成されている (チャート1-1-3-1、1-1-3-2)。

③ 省庁出先事務所 (Kanwil, Kandep)

省庁出先事務所とは各省庁の州あるいは県への出先事務所を意味する。Kanwil (Kantor wilayah) は、州における中央からの省庁出先事務所、Kandep (Kantor Departmen) は県における中央からの省庁出先事務所である。

Kanwilの機能は、州あるいは県の開発計画作成時に省庁の代表として参画し、技術的な面において州あるいは県のDinasとの調整を図る。省庁独自の事業実施においては、州あるいは県のDinasの指導調整を行う。

Kandepは、県知事事務所がDinasを組織できない状況下において設置される。

④ 地方政府技術分野事務所 (Dinas)

Dinasは、州知事下および県知事下に設置されている。州のDinasはDinas TK. I (Tingkat I) と、県のDinasはDinas TK. II (Tingkat II) と呼ばれている。Dinas tTK. Iは州知事に対し責任を持ち、技術的政策の公表、指導、管理の実施、許可処分、施行および施行に当たっての技術的管理および指導に当たる。Dinas TK. IIは、県知事に対して責任を持ち、県におけるその機能は州のDinas TK. Iと同様。

DinasのTK. IおよびTK. IIの関係は、TK. IはTK. IIの調整を行う。県における事業実施においてTK. IIが技術あるいは管理能力に問題があるとみなされる場合、TK. Iによって事業が実施される。

KanwilおよびKandepは各省庁の管轄であるが、Dinasは内務省の管轄である。

⑤ 村落開発総局州 (県) 出先事務所 (チャート 1-1-2)

村落開発総局州出先事務所は州知事に対し責任を持ち、実務的には内務省村落開発総局の指導下にある。内務大臣の政策に基づき村落部の管理、ゴトンロヨン (住民による共同作業) 指導、村落財政の指導公共施設整備、および開発計画に関わる実施、運営、管理等の土地に関する事項について州知事を補佐する。

村落開発総局県出先事務所は、県知事に対して責任を持ち、州出先事務所と同様の機能を果たす。

また、村落部の開発計画立案、実施、管理について、村落部住民からなる村落住民保全委員会 (L. K. M. D : Lembaga Ketahanan Masyarakat Desa)、各村落幹部候補者 (Kader) に対して研修を開催する。灌漑建設計画、保健衛生等の技術的な研修の開催については、各DinasおよびKanwil等に依頼し、開催する。

⑥ 郡 (チャート 1-1-4)

郡長は、一般行政、地域内行政等に関し県知事に直結し、その責任を果たす。郡長は、県知事によって任命される。

郡事務所には、村落開発担当者 (Kaurbang: Kepala Urusan Pembangunan Desa) が村落開発総局県出先事務所より出向している。村落開発担当者は、郡内の各村落部における開発5カ年計画の策定、年間開発計画の策定、村落開発大統領補助

金の利用目的・実施手法の決定において、村長、村落住民保全委員会（LKMD）等に対して助言および調整を行う。

⑦ 村落部（1-1-5）

村落部は、その長が県知事に任命される町（Kelurahan）と自治村である村（Desa）に分けられる。

町は、郡長に直結する行政単位であり、一般行政および地域内行政権限を持っておらず、県知事に対し責任を果たす。町は、集落（Lingkungan）に分けられる。町長および集落長は公務員が県知事によって任命される。

村における村内行政は民選によって選出された村長以下5名の常勤職員が執り行っている。村長は各集落1名の集落長を指名し（指名された集落長は県知事の名の下に郡長が承認する。）、行政実施の縦の流れが形づくられる。すなわち、村長は、行政と村民のパイプ役となり村の実行政を統括し、各集落に対して集落長を通して情報を伝達する。

村内における予算および実施内容を含んだ村内計画に関する最高議決機関には、村民委員会（LMD:Lembaga Masyarakat Desa）があたる。村民委員会と村民の間に村落保全委員会（LKMD:Lembaga Ketahanan Masyarakat Daerah）があり、村民委員会の決定に従い計画の具体化を行う。

村長、事務課課長、行政係、開発係および総務係の計5名は、常勤公務員として給料も支給され村役場の業務に当たっている。また、村長は、村内で徴税された集落内の固定資産税および生産物・資材の取引税の数%を手当として受け取ることが認められている。集落長は、給料は支給されていない。しかし集落長は、手当に代わるものとして徴税された集落内の固定資産税の約5%と集落内の取引税の約7%を受け取ることが認められている。

村民委員会の構成は、議長には村長が、副議長には事務課長が当たり、行政分科会、開発分科会、地域社会分科会の各分科会に議長（村長）が承認した5名ずつの委員が配置される。この委員の選定基準は、各集落長、地域のインフォーマルリーダーおよび有識者である。村民委員会の機能は、以下の通りである。

- ① 村落内の行政に関する計画の具体化検討を目的として村落保全委員会（LKMD）にその業務を委託する。その計画を基に村長に対して村落側計画を提案する。
- ② 法に定められた判定基準に従って、村長立候補者の適否を審議し最終候補者を確定する。
- ③ 村内の諸問題、行政上の諸問題、村長、集落長のリコールなどの問題を審議し決定する。
- ④ 年間予算の概算要求および補助金の使途について審議および決定する。

村落保全委員会（LKMD）は、村民委員会（LMD）の決議および行政側の支援

などを受けて具体的村内調整に当たることを主たる機能としている。村落保全委員会は、委員長、二人の副委員長、書記、財務係と10部門の分科会によって構成されている。各分科会に各集落を代表して2人ずつの担当者がおり、その下に村落開発候補者(Kader)がその技術的なサポート役として配置されている。村落保全委員会の機能は以下の通りである。

- ① 村落開発計画を10部門について具体化し作成する。
- ② 行政から執行される補助と具体的な自助努力との調整を図る。
- ③ 村落開発計画の立案および実施について村長を補佐する。

村内保全委員会の各部門のうち、下部組織として以下のような組織がある。

部門	下部組織	活動内容
宗教部 治安部	コーラ読書講座 自警団	小学児童対象に週1回のコーラの読み書きを教育する村落と警察官の調整を行い、夜警は全村民が交代で行う。組織員は、警察署において研修を受けた村民36名を含む94名。
教育啓 発部	情報啓発集団 (Kelompencapir)	村内において啓発活動を行う。各集落25名で構成される。Kelompencapir:Kelompok Pendengar, Pembaca, dan pirsawan
保健部	母子保健所 (Posyandu)	村民の母子保健の普及と推進を目的として簡易保健所を運営する。各集落4名の保健部門のKaderが担当。Posyandu:Pos Pelayanan Terpadu
青年体 育部	青年会	体育活動による村民のリレクション活動の活性化。各集落に一組織ある。
婦人部	家族福祉委員 会(PKK)	村民の婦人教育、保健衛生、福祉等の向上を目的とした活動を行う。既婚および未婚を問わず村内の大部分の女性が登録している。委員会の長には、村長夫人があたる。PKK:Pembinaan Kesejahteraan Keluarga

村内には、村内行政に直接関わらない組織がある。この組織は、行政サービスを円滑に受益するために組織化されたものである。それら組織の概略は、以下のようである。

上部組織	村内組織名	内容
県農業関連 事務所	農民組織 (kelompok tani)	食用作物、イニート作物、畜産業および漁業において、普及員および各分野の県事務所から技術指導、援助および資金貸し付け等の行政サービスを受ける窓口。
公共事業省 灌漑局県出 先事務所	農業用水管 理組合(P3A)	農民組織の作付け計画を受けて配水調整を行う組織。P3A:?
協同組合省 県出先事務 所	村落協同組 合(KUD)	農業生産資材および生産物の販路、農産物の収穫後処理、農業金融、小規模貯金および貸し付けなどである。その活動上必要な倉庫を保有している。(KUD:Korporasi Unit Desa)

1-1-2. 開発計画策定システム

インドネシアでは、スハルト政権の発足した1968年以降、以下のような計

図1-1-1. インドネシアにおける地域開発および村落開発機構

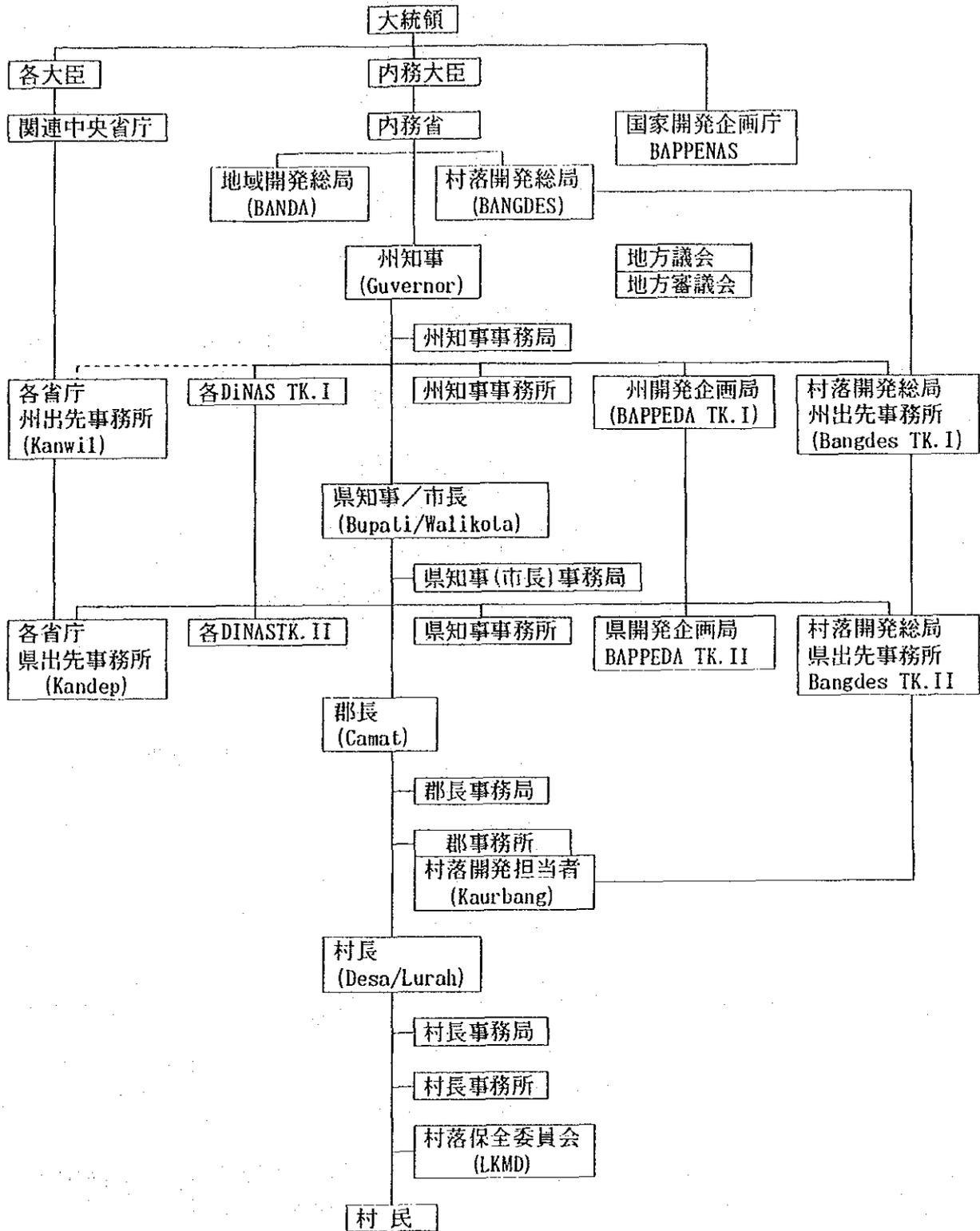


チャート1-1-2.内務省組織図

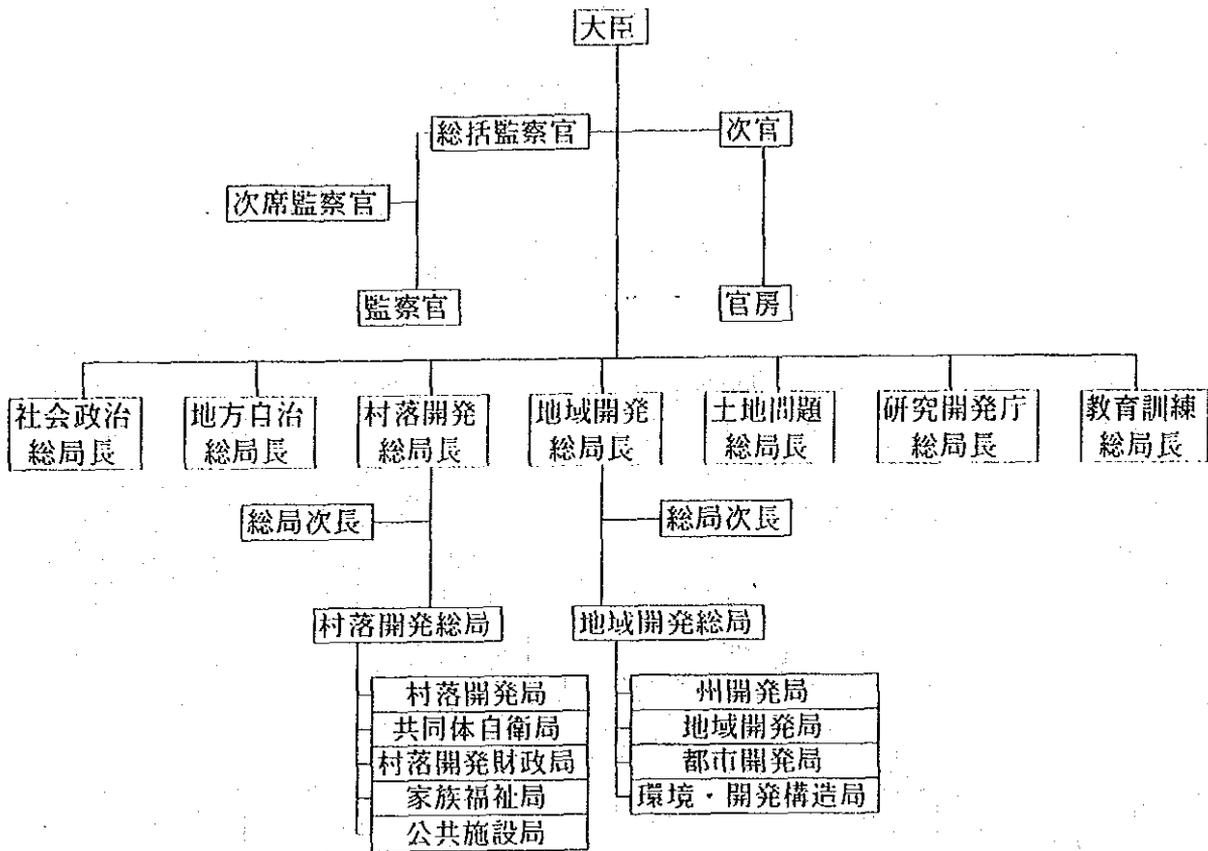


チャート1-1-3-1.南スラウェシ州地域開発企画局 (Bappeda TK. I) 組織図

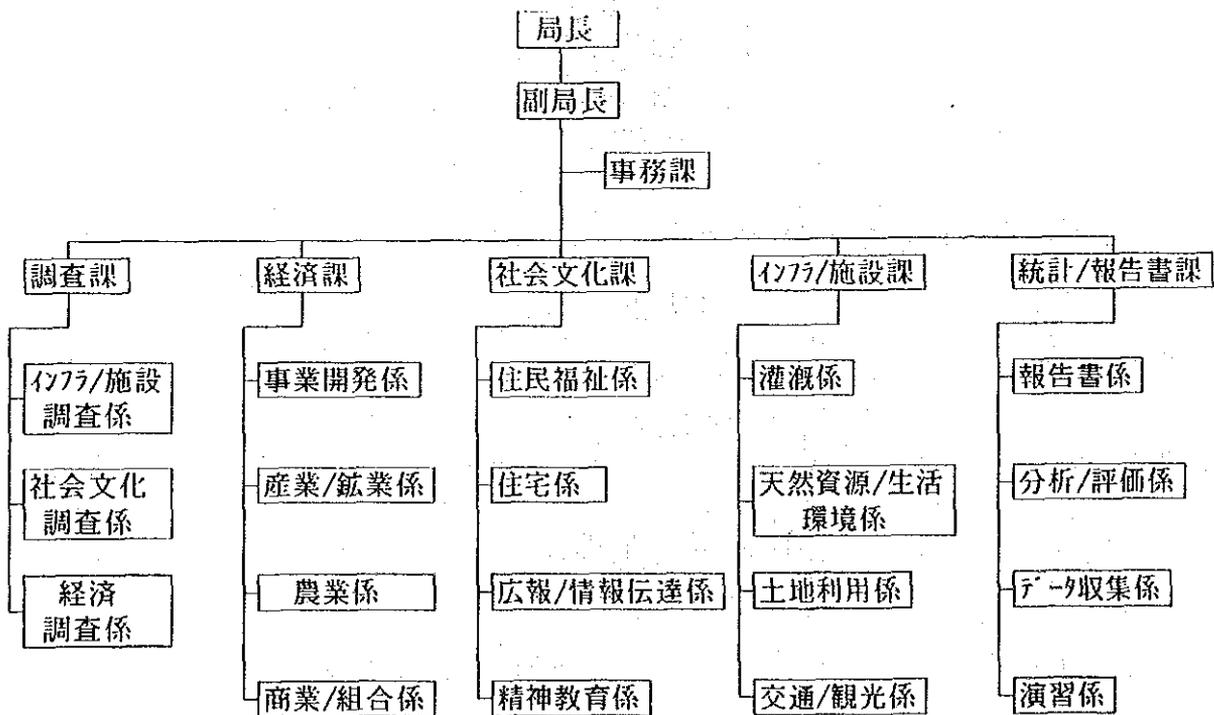


チャート1-1-3-2. Barru県地域開発企画局 (BAPPEDA TK. II) の組織図

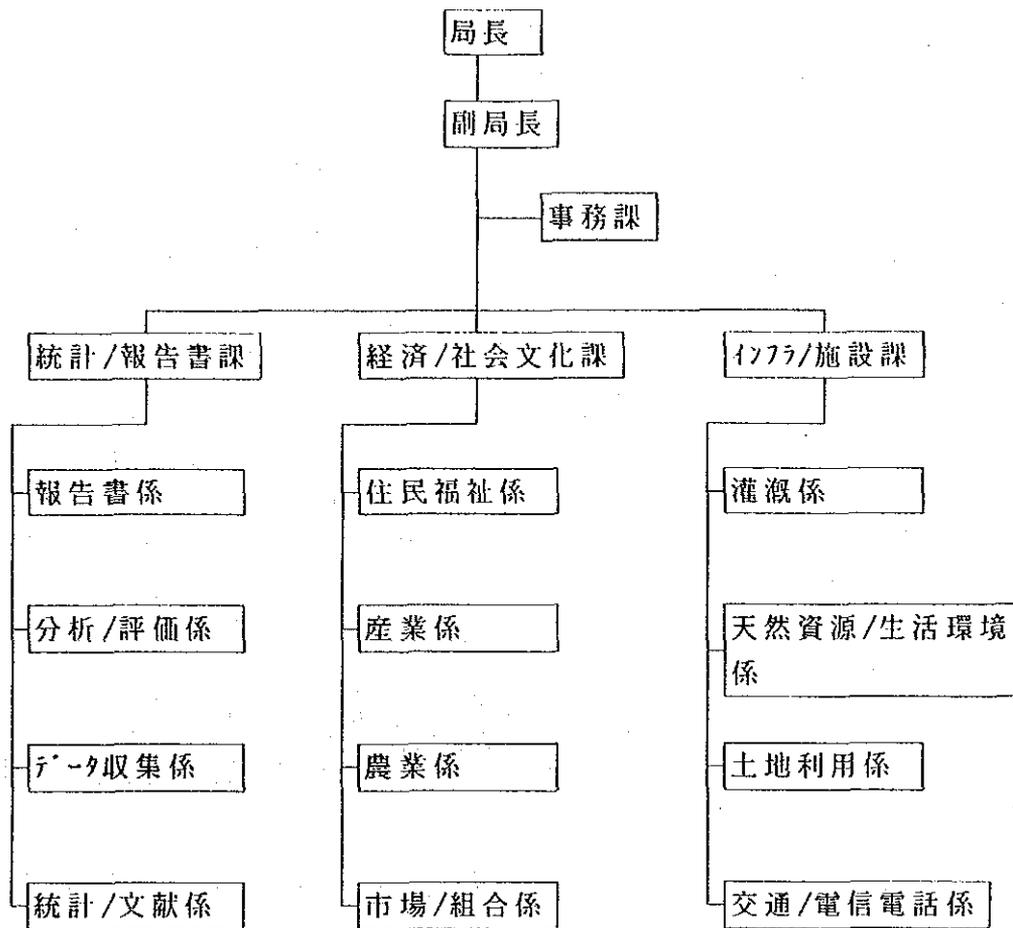


チャート1-1-4. 郡事務所の組織図

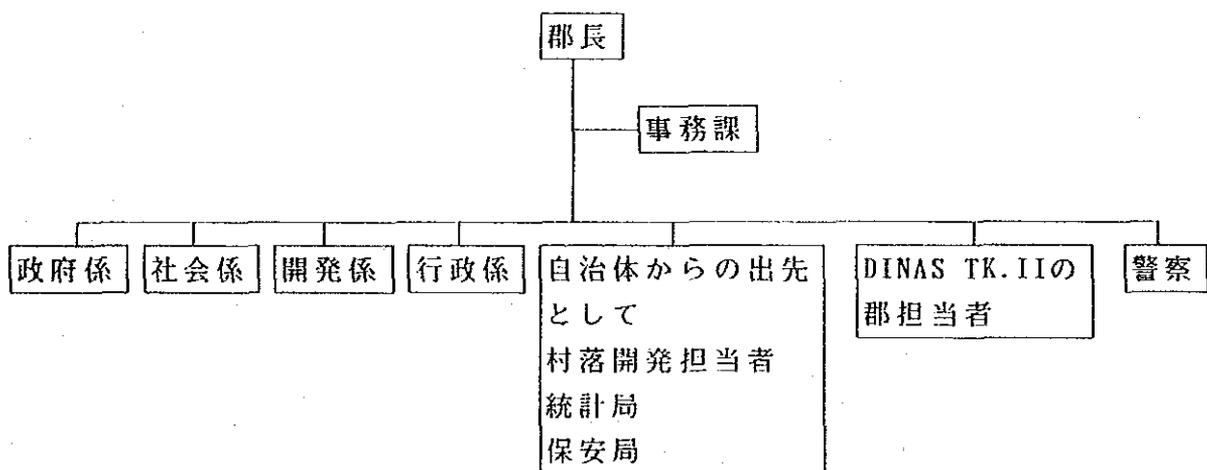
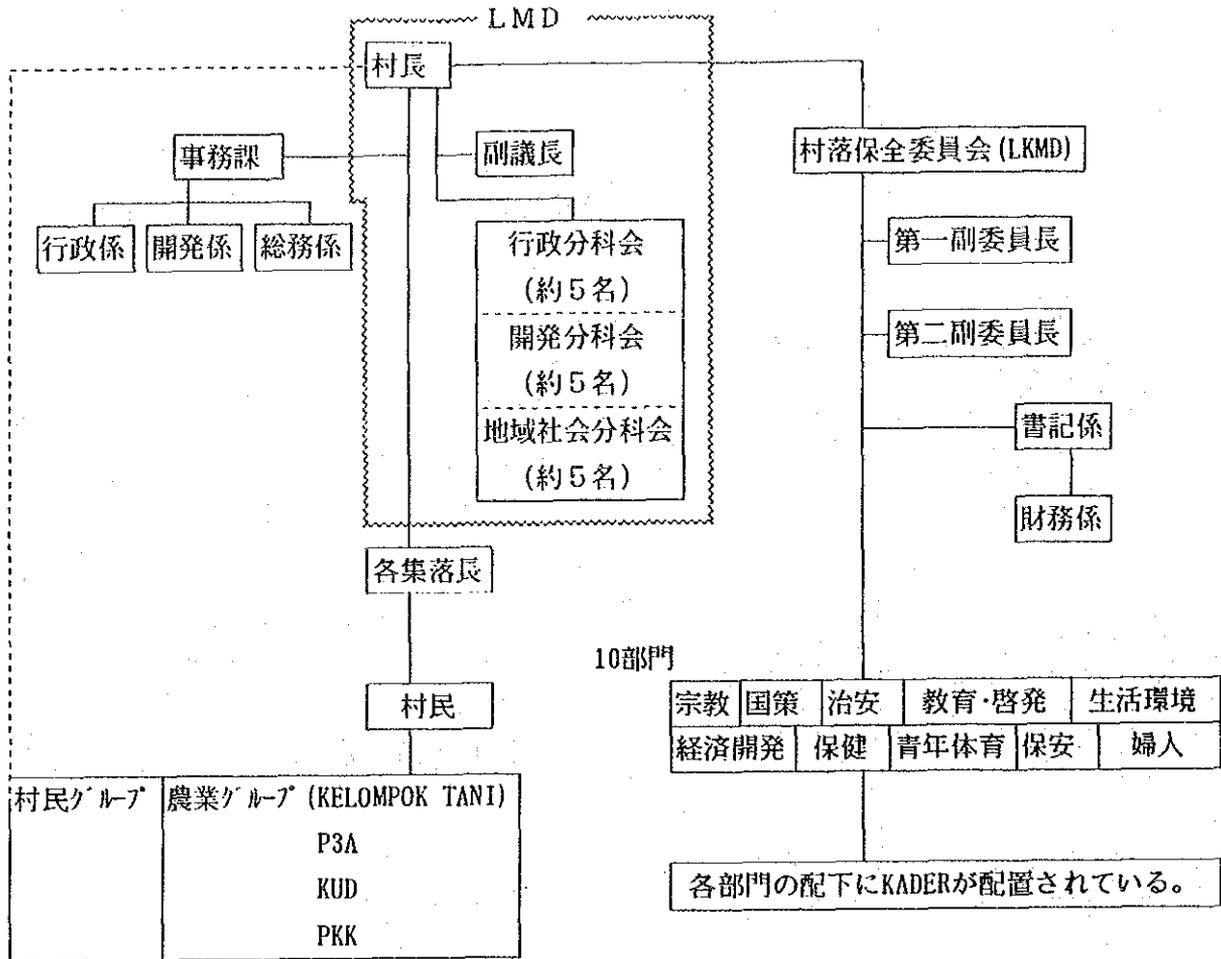


チャート1-1-5. 村内組織図



画が策定され、各分野の開発がその基本方針を基にして実施されてきた。

- 1) 25カ年長期開発計画 (PJPT: 国家、州)
- 2) 5カ年開発計画 (REPELITA, REPELITADA: 国家、州、県、郡、村落)
- 3) 5カ年計画に対する地域計画優先順位と政策のガイドライン (Pola dasar: 国家、州、県)
- 4) 年間計画 (Rencana tahunan: 国家、州、県、郡、村落)

インドネシアの村落開発あるいは地域開発の計画策定においては、住民からの声を吸い上げる「ボトムアップ」システムによって作成された開発計画と、Bappenasを中心とした国家中央省庁等が決定した「トップダウン」システムによって作成された開発計画の両開発計画を調整することによって村落開発計画あるいは地域開発計画が策定される。この両開発計画の調整は州あるいは県レベルで行われ、それぞれの地域開発企画局 (Bappeda TK. IおよびBappeda TK. II) が計画策定のために調整を行う。

このボトムアップシステムが導入および確立された背景として、①村落部あるいは地域の開発を達成するために開発可能な地域資源を円滑に導入する必要があったこと、②そのために住民の生活に基づいたニーズを吸収することで地域資源を効率的に活用することが可能になると考えられたこと、が上げられる。

ボトムアップシステムによる計画立案過程は、表1-1-6に示した。

なお、一般的にボトムアップシステムによって作成された計画が村内で実施される割合は、作成された全計画中の5%に満たないと言われている。

1-1-3. 開発予算

ここでは、州、県および村落部の開発予算について述べる。

1) 州および県の開発予算

州および県の地方政府における開発予算は、以下の5つの分類に分けられる。

- ①外国援助予算 (Bantuan Luar Negeri)
- ②各省庁予算 (APBN: Anggaran Pendapatan dan Belanja Negara)
- ③大統領補助金 (Inpres: Instruksi Presiden)
- ④州予算 (APBD TK. I: Anggaran Pendapatan dan Belanja Daerah Tingkat I)
- ⑤県予算 (APBD TK. II: Anggaran Pendapatan dan Belanja Daerah Tingkat II)

これらの予算によって州および県政府は開発事業を実施している。開発事業の実施に対するモニタリング会議が州および県において各地域開発企画局が中心となり各関係機関と共に開催される。その会議は、事業の実施状況と予算消化状況の確認を行うことを内容としており、四半期ごと(年4回)に開催される。

以下に各開発予算の概要を説明する。

- ①外国援助予算 (Bantuan Luar Negeri)

表1-1-6. ボトムアップシステムによる計画立案過程

月	会議名	主要参加者	内容
1-2月	集落会議 LOKAKARYA DUSUN 村落保全委員会分科会 (正規の会議は開催されない)	・集落長 ・集落のコーディネーター ・各戸代表者	集落長を議長とする。 集落における基本的ニーズ、問題点等について討議。 活動計画案と予算案を作成。 村落保全委員会の分科会によって各集落あるいはその他の村落におけるニーズや問題点を明白にし、問題解決のための村落全体の計画案を作成する。
3-4月	村内開発会議 MUSYAWARAH PEMBANGUNAN DESA: MUSBANG	・村落保全委員会 ・村長 ・村民委員会 (LMD) ・郡事務所駐在の村落開発担当者 (KAUR BANG) ・郡長	村落保全委員会が作成した計画案に基づいてその優先順位付けおよび資金計画が立案される。資金計画については、村落開発大統領補助金、村内自己資金、国家・州・県からの開発予算のいずれに依存するかを検討する。 立案された村開発計画は村落開発総局のフォーマットにまとめられ、開発事業地域部会 (UDKP) に提出される。 郡長および村落開発担当者は、村開発計画策定時の助言および県政府の施策方針等の情報を提供する。
4-5月	郡会議 TEMU KARYA KECAMATAN (開発事業地域部会会議:UDKP)	・郡長 ・村長 ・村落開発担当者 ・村落委員会代表 ・村落保全委員会代表 ・県地域開発企画局代表 ・村落開発総局県出先事務所代表 ・関係機関郡担当者等	郡長は郡の農村開発担当職員の協力を得て、各村から提出された計画案を取りまとめる。その際、郡自身の計画も取り合わせて取りまとめ、それを開発事業地域部会 (UDKP) の会議に諮る。この会議では、県地域開発企画局、村落開発総局県出先事務所の代表者および各関係機関郡担当者の助言が与えられる。この会議では、村の連合計画が郡の総合計画として作成され、村連合計画が作られ、予算申請先ごとに所定のフォーマットにまとめられ、郡長の名の下に県知事に提出される。
5-6月	県開発調整会議 RAKORBANG TK. II	・県知事 ・県地域開発企画局 (議長) ・郡長 ・KandepおよびDinas TK. IIの代表 ・県知事事務所各課代表等 ・州地域開発企画局代表	県に提出された各郡の計画は県地域開発企画局によって検討される。この際、県レベルの各関係機関による計画と統合される。これを県開発調整会議に諮り、必要に応じて修整が加えられる。県の開発計画決定に関しては、県知事の指導のもと県知事事務所事務課、同財務課、県地域開発企画局および村落開発総局県出先事務所によって行われ、 APBD TK. IIによる事業計画とそれ以外の予算による計画に分けられる。作成された県の開発計画は、州知事 (州地域開発企画局) に提出される。
7-8月	州開発調整会議 RAKORBANG TK. I	・州知事 ・州地域開発企画局 (議長) ・県知事 ・県地域開発企画局 ・KANWIL/DINAS TK. I ・内務省地域開発総局代表	州の地域開発企画局が中心になって傘下の県の計画の統合化を諮り、州の開発計画と合わせて州開発調整会議に諮り、必要に応じて修整される。 作成された州の開発計画は、予算措置を受けるため内務省、国家開発企画庁 (BAPPENAS) および関係省庁に提出される。
8-9月	開発地域審議会 KONREGBANG	・未調査	
9-10月	開発国家審議会 KONNASBANG	・未調査	州レベルの開発計画が各省庁、国家開発企画庁および内務省に提出された後、国家開発審議会で最終協議がなされ、次期会計年度における村落開発計画および地域開発計画のガイドラインとなる。

州あるいは県に直接に援助される外国援助団体からの資金。

②各省庁予算 (APBN: Anggaran Pendapatan dan Belanja Negara)

一般的にセクター予算と呼ばれる。各省庁から州出先事務所 (Kanwil) に、Kanwilを経由してDinas TK.Iに、あるいは、さらにDinas TK.Iを経由してDinas TK.IIに執行される資金。

③大統領補助金 (Inpres: Instruksi Presiden)

個別の大統領令に基づき、定められた特定事業について、地方政府が策定したプロジェクトを実施するために、中央政府が州、県、村落部に与える補助金。その予算配分には、内務省地域開発総局 (Bangda) が当たっている。

Inpresには、以下の8種類がある。

名称	目的
Inpres DT. (Daerah tingkat) I	州開発
// DT. II	県開発
// Desa	村落開発
// Sekolah Dasar	小学校建設および改善
// Kesehatan/Puskesmas	保健所・簡易保健所建設および改善
// Penghijauan/Rehabilitasi	緑化推進
// Jalan dan Jembatan	道路・橋の建設および改善
// Pasar	市場の建設および改善

④州予算 (APBD TK. I: Anggaran Pendapatan dan Belanja Daerah Tingkat I)

州の歳入より供出される開発資金。

⑤県予算 (APBD TK. II: Anggaran Pendapatan dan Belanja Daerah Tingkat II)

県の歳入より供出される開発資金

2) 村落部の開発予算

村には自治が認められている。その自治のための資金は、村内で徴税された税収と上述したInpres desaからなる村歳入より成り立っている。しかし、Inpres Desaは単年予算であり、村内の特定開発事業に割り当てねばならない。

①村落の税目

産業税、取引税、通行税、売り渡し税、工事業者税、農産物税、建築材税、公文書税、家畜罰金、市場税、訴訟税、建物税、フェンソ-税、物品使用税、福祉税、結婚衣装税および学校設備税の合計17税目がある。

実際には、これらの税目による徴税が実施されている地域は少ない。その理由として、徴税システムの問題、村内の生産性が低いため経済的に納税する余裕がないこと、住民に徴税の義務が浸透していないこと、等が上げられる。

② Inpres Desa

この補助金は、内務省村落開発総局から郡の村落開発担当者を経由して各村落

部の村落保全委員会名義の銀行通帳に直接にかつ一律に執行される。但し、その手続きとして、村落保全委員会は郡の村落開発担当者に事業のプロポーザルを提出し、そのプロポーザルについて郡長および県知事の承認を得る必要がある。

1993年度には、各村に5百万ルピアが支給された。

1-1-4. プロジェクトサイクルと各関係機関の役割

1) 州・県政府におけるプロジェクトサイクルにおける業務分担

州の開発プロジェクトにおける計画策定、実施、管理および評価のプロジェクトサイクルにおいて、各関係機関は業務分担されており、知事に対してその責任を果たす。また、調整作業は州知事の名の下Bappeda TK.Iが中心となり行う。

県(市)においても、州レベルの関係機関が州知事に果たすのと同様の役割を県下の関係機関が県知事に対して果たす。ただし、Dinas TK.IがDinas TK.IIにかかわって県レベルの事業の実施に当たることがある。

以下に、関係機関の役割分担をまとめた。

プロジェクトサイクル	州レベル	県レベル
計画策定	Bappeda TK.I	Bappeda TK.II
実施	州知事事務所各課 関係総局出先事務所 Dinas TK.I その他政府系関係機関	県知事事務所各課 関係総局州/県出先事務所 Dinas TK.I/TK.II その他政府関係機関
管理/監視	地方行政官理局 (IRWILDA) 財務開発監督局 (BPKP) 財政監査局 (BPK)	
評価	Bappeda TK.I	Bappeda TK.II
モニタリング会議	議長: Bappeda TK.I の局長 出席者: 全関係機関 内容: 施設整備/建設プロジェクト実施上における 進捗状況の説明と問題点の定義 開催: 各四半期に1度、年間4回	議長: Bappeda TK.IIの 局長 出席者: 全関係機関

1-2. 地域および村落開発プロジェクト

1-2-1. 開発戦略の流れ

インドネシアにおける開発戦略は、1960年から70年代にわたって地域開発方式を重要視してきたことから、1980年代に地域開発方式に村落開発方式を

加えて重要視するような経過をたどっている。このことは、北村貞太郎著の「東南アジアの地域開発と農村開発（財団法人農林統計協会 刊）」に以下のようにまとめられている。

開発理念	開発戦略の重点	地域計画の構成要素
成長 (1960年代以降)	経済成長 ①輸入代替工業化 ②食糧自給 ③資源開発と輸出	資源開発方式 開発目的:総生産増大 開発対象:生産資源 開発手段:生産基盤 開発主体:市場
発展 (1970年代以降)	構造変革を伴う成長 上記①②③を継続しつつ ④地域間部門間格差是正 ⑤伝統部門近代化	総合開発方式 開発目的:総生産増大と格差是正 開発対象:地域生産構造 開発手段:生産用具整備 開発主体:政府、地方政府
進歩 (1980年代以降)	平等を伴う成長 上記①～⑤に加え ⑥貧困等危機的状況の救済 ⑦新社会経済秩序の確立	農村開発方式の模索* 開発目的:地域社会の自立発展とBMN (Basic Minimum Need)の充足 開発対象:生産主体の改造 開発手段:BMNの確保、生産組織の充実 開発主体:生産主体あるいは地方自治体

*農村開発方式の模索は、実状において村落開発方式の模索が適当であろう。

1990年代においては、インドネシアにおける地域開発方式と村落開発方式は、各州および県の地域開発政策と事業計画が複雑に絡み合っており、明確な分類はできない状況である。ただし、1980年代後半より貧困村および辺境村等を対象に、政府によって特別なプログラムが実施されてきている。

1-2-2. 指標による村落の分類

インドネシアにおいては上述した地域開発あるいは村落開発事業の実施対象を割り出すため各村落を定義づける努力が払われてきた。この定義は、中央政府が考案したものおよびそれを修正・補正した州政府レベルで考案したものなどがある。

またこの定義については、山田恭稔企画調査員著の「インドネシア農村貧困企画調査報告書」および「インドネシア低所得者対策基礎調査団報告書」の両JICA報告書に詳述されている。

主な村落の定義には、BAPPENAS、BPS（中央統計局）、内務省によって定められた貧困郡と村および内務省村落開発総局によって定められた村落開発レベルの2つがある。

1) BAPPENAS、BPS（中央統計局）、内務省によって定められた貧困郡と村^{註1)}

ポゴール大学サヨギョ教授は1978年に1人当たり1年間に、都市部においては480kg、農村部においては240kg以下の米のみしか賄えない収入の人を貧困者と

定義づけるという手法を提案した。

1990年にBappenas（国家開発企画庁）、BPS（中央統計局）および内務省は、貧困郡を定義づけるためにサヨギョ教授の提案した手法を応用した。

南スラウェシ州においては、州政府がこの定義付けを更に発展させ、PKTプロジェクト候補地選定に用いるため、「貧困地域の定義（「IDENTIFIKASI LPKAS I/KAWASAN MISKIN CALON PENERIMA PROGRAM PKT DI SULAWESI SELATAN」 oleh Tim pelaksana identifikasi」を作成した。この定義の作成には、州開発企画局（Bappeda TK.I）、内務省村落開発総局州出先事務所（Direktorat Pembangunan Desa TK.I）、中央統計局州出先事務所（Biro Pusat Statistik, TK.I）ハサスディン大学および教育大学（Institut Keguruan dan Ilmu Pendidikan: IKIP）による混成チームが当たった。

2）内務省村落開発総局によって定められた村落開発レベル

1972/73年より、村落の特徴、潜在能力、自然状況などに基づいて、村落の開発程度を伝統村（Swadaya）、過渡村（Swakarya）および自助村（Swasembada）の3つの段階に分類している。この村落の定義付けには、2,000年までに全村落を先進村に引き上げるという目標がある。

伝統村、過渡村および自助村の内容は以下の通りである。

伝統村（Swadaya）：伝統的な慣習と共同体により村社会が運営され、自給的な生産活動が支配的な村。農業生産技術は低位のまま生産性が低い。農業生産基盤も未整備。

過渡村（Swakarya）：外部からの影響により伝統的な慣習や村人の考え方に変化が生じ、非農業部門での就業機会が増加している村。農業生産基盤の整備によって農業生産の向上がみられる村。

自助村（Swasembada）：伝統的な慣習はもはや村人の行動を拘束することもなく、より近代的な社会関係で村は運営される。商業・サービス等の第3次部門の拡大とともに村人の所得が多様化し、新しい生産技術の導入により高い生産性を享受している村。

1-2-3. 開発プログラム

ここでは、インドネシアで実施されてきた開発プログラムについて紹介する。

また開発プログラムについては、山田恭稔企画調査員著の「インドネシア農村貧困企画調査報告書」および「インドネシア低所得者対策基礎調査団報告書」の

（注1）農村の貧困指標については、報告者個人としては信頼性に乏しいのではないかと疑問を抱いている。自分の足で見た”いわゆる”貧困村は、他の貧困村に定義されない村と比較してさほど違いが感じられなかったり、貧困村でない村に大変貧困に感じられる集落が含まれていたりするからである。しかし、ここでは、参考データとして記述しておくものである。この定義に関しては、山田恭稔企画調査員がまとめた「インドネシア農村貧困企画調査報告書」に詳細が記述されている。

両JICA報告書に詳述されている。

紹介するプログラムは、以下の通りである。

- 1) PPWT (Program Pengembangan Wilayah Terpadu) : 総合地域*¹開発計画
- 2) PKT (Pengembangan Kawasan Terpadu) : 総合地域*¹開発
- 3) P4K (Proyek Peningkatan Pendapatan Petani kecil) : 小規模農家収入向上事業

*) : PPWTにおける地域を意味するWilayahは英語のRegional、PKTにおける地域を意味するKawasanは英語のAreaを示す。

1) P P W T (総合地域開発計画:Program Pengembangan Wilayah Terpadu)

①背景

第3次5カ年計画(1979/80~1983/84)より、内務省が主管官庁となり「全ての国民に社会的公正を保障しうる地域的に均衡のとれた開発の推進とその利益の公平な分配」を目的として「総合地域開発計画(P P W T)」を開始した。この計画において、インフラ整備あるいは経済レベルの向上を目標にするだけでなく、地方政府機関の機能向上とその人的資源の向上が基本概念として配慮された。

当初は、この基本概念を基に総合地域開発計画では、地方政府がそのローカルニーズおよび地域の問題を分析し地方で小規模な開発活動を展開した。しかしながら、地方政府職員は、地域開発の問題を分析し、いかなる開発活動が必要とされるかを的確に把握できる能力に乏しかった。そのため、USAID、IBRD、ADB、GTZ、CIDAそしてオランダ政府等の外国援助機関に協力を依頼し、地方政府職員の人的資源の向上、地域開発のノウハウの蓄積を心がけた。

これらの蓄積の結果、1990年に内務大臣の発令書No.14が発刊され、さらに1993年に州知事及び県知事に対して同指導書に示された総合地域開発計画作成とその実施、評価活動に関するマニュアルが内務省地域開発総局より発刊された。

②P P W Tの概要

セクター別に分離した地域開発を目指すのではなく、P P W Tの形態は地域資源を十分に活用して総合的な開発を行うことを基本概念とし、その目的として次のことが上げられている。

- a : 都市及び村落部の低所得者層の収入と福祉の直接的な改善
- b : 同プロジェクトに直接関与することで州、県および郡職員の能力の向上
- c : 孤立化、国境沿いおよび荒廃地域において生産およびマーケティングセンターの建設
- d : 農業及び製造業の適切なマーケティング方法と技術改善、地方の状況及び潜在力に適した適正技術などの利用によって多様化しているコミュニティーの生産性の増加
- f : 社会における企業精神及びアイデアの発展と共に刷新的かつ創造的な取り組みの創造と奨励

- g : 地域内及びセクター間の成長度合いの一致の創造
- h : 環境の質の改善および天然資源と環境の維持
- i : 雇用機会の促進の奨励
- j : 開発における自助コミュニティー組織と女性の役割の向上
- k : その地域における特徴的である問題の解決

以上の目的を達成するために、P P W Tには、以下のような特徴がある。

- a : 地方分権性達成に対するサポート
- b : その地域における政府機関およびN G Oグループの自立化促進
- c : 開発に関わる機会が乏しかった或いは皆無であった地域の重要視
- d : 各地域における特別な問題点の総合化と解決に対する指導
- e : 地域経済社会の成長に対するサポートによって相対的に遅れた地域を改善
- f : 住民参加、動機付けおよび住民の創造性向上に対するサポート
- g : 縦割り行政を改善し、多様な行政機関における協力関係の向上

P P W Tにおいては、州政府および県政府によってその計画が作成され、プロジェクト実施には各DINASが当たることとなっている。プロジェクトの予算源として、A P B N、A P B D T K、IおよびT K、II、各I N P R E S、外国援助、民間団体からの寄付および住民の自助努力等があげられる。また、プロジェクト実施においては、村落（対象者）に対して小規模の無償技術援助あるいはローン（REVOLVING SYSTEM）の形で資金が執行される。

2) P K T (Pengembangan Kawasan Terpadu) : 総合地域開発

P K Tは1989年から開始された。その実施体制は、プロジェクトの計画部分、また、活動地域、内容の決定は国家開発企画庁（Bappenas）が管轄し、地域開発企画局（Bappeda）が内務省の管轄の下各関係機関の調整を行い、各省庁の地方出先事務所（kanwil）あるいは地方事務所（Dinas）が技術的にプロジェクトをサポートするというものである。

P K Tにおいて、実質的に村レベルで提供されるのは、小規模無償技術援助、もしくはローンであり、その特徴は以下の通りである。

- ① 村単位に供給される資金が約2百万ルピアから3百万ルピアと比較的少額である。
- ② 活動が1分野に限定されていない。
- ③ 1年間で1度しか供与されない単発型の資金である。
- ④ 村レベルから提出されたプロポーザルに乗っ取ったボトムアップタイプのプロジェクトである。
- ⑤ 孤立した貧困地域に優先的に提供される。

すなわち、P K Tにおいては地域差を考慮しその村特有の問題に対処できるようにデザインされており、また、プロジェクトの計画立案段階に積極的に住民を参加するボトムアッププランニングを可能にする実施体制を確立したことによって、

村のニーズに的確に応え、住民自身による実施後のプロジェクトの維持、管理を容易にしている。

実施面においては、次のような問題点が指摘されている。

- ① P K Tの焦点は基本的に収入の向上に集中しており、雇用創出のコンポーネントが欠けている。プログラム実施により利益を受ける住民は土地所有者、村の有力者層であり、土地無し農民や農業労働者などの極貧層には利益が及ぼされていない。
- ② 単年度の予算であるため、活動の継続性が保証できない。
- ③ 生産物のマーケティングが考慮されていない。
- ④ 実際に選択される村はそれほど貧困地帯ではない。
- ⑤ 実施段階で各省庁の調整がとれていない。

3) P 4 K (Proyek Peningkatan Pendapatan Petani kecil):

小規模農家収入向上事業

1979年から1986年にわたって第1フェーズとして、農業省はFAO/UND Pの援助を受けて11の州で小規模農民グループを対象に、小口のクレジットサービスを活用し所得向上を目的としたプロジェクトを実施した。プロジェクト終了時までには、3,000の農民グループが組織化され、プログラムに参加した小規模農民の収入が40%増加したと言われる。また、この間に住居、保健、公衆衛生、家族計画の分野において改善がなされた。

1986年以降を第2フェーズとして、同プロジェクトはIFAD/UNDPにサポートされ、プロジェクトの対象としてバリ、ジョクジャカルタ、東ジャワ州等6州において実施されていた。1994年度よりADBがサポートに加わることとなり、その対象地に南スラウェシ州、南カリマンタン州およびランボン州が加えられることとなった。

プロジェクト内容は、以下のように構成されている。

- ① 小規模農民の組織化
- ② プロジェクトスタッフ（主に農業普及員）と農民グループに対するトレーニング
- ③ 農民グループによる営利活動とクレジットの増加
- ④ 組織開発と参加

このトレーニングに関しては各州に1ヶ所ある農業情報センターにおいて農業普及員に対して、プロジェクトの発掘からその運営管理、クレジットの貸し付けについて研修が実施される。対象グループに対する事前研修は、この農業普及員によって行われる。

このプロジェクトにおける貧困削減の貢献に対する評価として、

- ① プロジェクトで使用されている女性を含めた貧困層確認方法が他の地域にも適応可能であること
- ② 農民グループに草の根レベルの参加、トレーニングを与えることができること

- ③農民の収入向上は農業以外の活動によっても達成できることをプロジェクト立案者が認識していること
- ④通常では銀行からの貸し付けを受けられないグループに対し、貸し付けが受けられるようになったことが上げられている。そして、資金貸し付けプロジェクトとして99%の返済が予定通り行われている点が大きな成果である。

2. 国家5カ年開発計画と村落開発

インドネシアの農村開発が地域開発の重点施策となったのは1970年代の中頃からである。第一次(1969/70~1973/74)、第2次(1974/75~1978/79)5ヶ年開発計画を通じて進行した都市・農村地域の格差の拡大に対応して、より広範な農村地域開発への政策の取り組みが要請されたからである。第3次5ヶ年計画(1979/80~1983/84)によれば、農村開発政策における国の開発に関する基本三原則は、

- ①すべての国民に社会的構成を保障しうる地域的に均衡の取れた開発の推進とその利益の公平な分配
- ②持続的な経済成長
- ③健全かつダイナミックな国家社会の建設に立脚して立案・運営を旨としている。この原則は第4次5ヶ年計画(1984/85~1988/89)においても踏襲されている。

特に上記①については、国民の基本ニーズの充足をめざした平等化のための8つの経路、すなわち

- ①国民の基本ニーズ、特に衣食住ニーズの充足
- ②教育と医療サービスの保障
- ③所得分配
- ④労働機会の創出
- ⑤営業活動の機会の創出
- ⑥青年と婦人の開発への参加の促進
- ⑦国土全域への均衡のとれた開発の配分
- ⑧社会的構成の確保

を通じて実現されねばならないとしている。

そして、具体的な優先課題としては、

- ①国民すべてが十分な食糧を得られるような農業生産
- ②共同組合活動の推進
- ③全国すべての村落開発に対する開発補助援助金の拡充
- ④外島への移住、家族計画及び農村地域における就業機会創出の促進
- ⑤パンチャシラ(Pancasila:スカルノ大統領によって提唱された民族主義、人道主義、民主主義、社会主義、神への信仰よりなる5原則)にもとづいた農村生活の再健

- ⑥ 土地改革及び農村開発の推進
- ⑦ 零細・雑業層の経済的自立に向けての支援強化
- ⑧ 非石油産物の輸出振興

があげられている。

第1次から第4次国家開発計画において農村貧困問題の解消を目指して推進されたインドネシアの農業開発政策は、次ぎの6つの柱で構成されている。

(1) 農地・灌漑施設の開発整備

- ① 外島における農地開発と移住の促進
- ② 土地改革及び小作制度の改善
- ③ 農業用水の新規開発・復旧及び土地・水資源の保全等

(2) 開発プロジェクトへの参加と村落開発の促進

- ① 村落連合共同組合(KUD)の設立と村落レベルの相互扶助活動の促進
- ② 村落開発委員会(LKMD)及び地方開発作業部会(UDKP)の設立を通じて村落開発の調整や住民参加の推進

(3) 女性への開発参加促進：生活改善運動(PKK, P2WKSS)による女性の地位向上と生活福祉サービスへのアクセスの改善

(4) 農業投入資材の確保、農業技術の向上及び農産物流通システムの改善

- ① 農業投入資材供給体制の改善、農産物の価格支持、農業信用事業の促進
- ② 農業集約化と食糧自給集団指導(Bimbingan Massal Swasembada Bahan Makanan, BIMAS)の拡充
- ③ 農業技術の研究開発と改良技術の普及

(5) 農外就業機会の拡大

- ① 信用事業、訓練、改良技術の普及、情報提供等を通じて農村中小企業の育成
- ② 農村公共事業による現金所得機会の創出

(6) 教育、医療保健サービス

- ① 学校教育及び職業訓練機会の拡大
- ② 農民教育、成人教育
- ③ 医療サービスの拡充と村落居住環境の整備

第5次5カ年計画(1989/90-1993/94)では、小作農や農業労働者などを含んだ貧農および再貧農に直接的にアプローチすることが強調されている。そして、具体的な優先課題として、

- ① 漸次的に全ての村落が孤立村でなくなること、
- ② 人口過剰村および過疎村において移住政策が推進されること、
- ③ 村落および村落開発に関わる全ての政府関係機関の運営能力向上
- ④ 村落開発に関わる全てのプログラムおよび活動においてより大きな効果を得るための調整機能の向上
- ⑤ 村落開発支援(内務省村落開発総局による活動の一つ)の継続
- ⑥ 研究機関が村落開発を支援するために活用されること

⑦ 村落開発における女性の役割の向上

3. CIDA（カナダ国際開発事業団）の援助動向

インドネシア全土において外国援助機関による村落開発あるいは地域開発プロジェクトが実施されてきた。これらの実績・実状については、山田恭稔JICA企画調査員著の「インドネシア農村貧困企画調査」報告書（1994年1月）およびJICA社会開発協力部編著の「インドネシア低所得者対策基礎調査」報告書（1993年2月）に詳述されている。

ここでは、南スラウェシ州において援助活動を行っているCIDA（カナダ国際開発事業団）の援助動向、CIDA専門家より得た助言および南スラウェシ州政府職員の間プロジェクトに対する評価について記述する。

インドネシア政府の最優先課題の一つである地方分権化を推進するために、ボトムアップの開発計画立案方法の機能を向上することが必要とされている。地方政府、特に、県内（郡および村落を含めた）における開発優先事項の明確化、および計画立案と実施能力の向上を目的として、1984年からスラウェシ地域開発プロジェクト（PPWS: Proyek Pengembangan Wilayah Sulawesi）がCIDAに委託されたカナダの大学のチームによって開始された。

このプロジェクトにおけるカウンターパートは中央レベルにおいて内務省地域開発総局である。協力内容は、県政府（Bappeda TK. IIを中心とし各Dinasを含めた県政府全体）の計画立案、およびモニタリングと調整能力の向上である。

1984年から1989年までのプロジェクト第1フェーズでは、スラウェシ島4州の州政府のBappeda TK. Iにおいて技術協力を行っていた。しかしながら、州政府においては、対象地域の住民の生活に即したニーズを明確に把握できなかったこと、ボトムアップの計画立案に社会弱者を含む地域住民の参加の促進に困難であったこと等の問題点が明らかになった。1990年から開始した第2フェーズでは、プロジェクトの対象を県政府に移し、発掘、計画立案、実施、モニタリングと評価等のプロジェクトサイクルにおける県政府の能力向上に資するために技術移転とカウンターパートのイ国内外の研修／留学を行っている。また、村落レベルにおける飲料水の確保、農業開発、アグロフォレストリー開発、ボトムアップ計画立案システムの強化等の事業に関しては、NGOの活動強化を目的としてイ国内外のNGOに資金提供しその業務に当たらせている。同プロジェクトの資金は、Inpres CIDAとしてイ国において特別な開発予算枠を設定し、CIDAから振り込まれた資金は内務省地域開発総局、州政府、県政府の経路を経て執行されている。

現在では、同大学チームは、南スラウェシ州の州都ウジェンバンダンに拠点となる事務所を構え、プロジェクトサイトとしてスラウェシ島4州から各1～2県、計6県を選定し、さらに各県の1～2郡をプロジェクトサイトに選定している。同大学チームには、ローカルスタッフを含め計14名の長期専門家が活動しており、各県に1名のRural Development Adviserと呼ばれる長期専門家がBappeda TK. IIに配置されている。この専門家は、月1回Bappeda TK. IIおよび地域開発（村

落開発)に関連した14の関係DinasおよびKandepによるミーティングを開催し、問題点、評価事項等を論議することによって技術協力を行っている。

今後、第2フェーズの終了(95年)に向けて、同チームは過去の同チームによるプロジェクトおよび内務省地域開発総局に対してUSAID、GTZ、オランダ等国際援助機関が行ってきた17におよぶ地域開発プログラムについてGTZ等と共に総括し、イ国側に地域開発に関わる手法を提言する予定である。

同プロジェクト専門家から報告者は多くの助言を頂いた。その概要を以下にまとめた。

- 1) 同プロジェクトは、内務省地域開発総局を対象に展開されてきた。村落開発においては、県政府特に県知事、Bappeda TK.IIの局長および内務省村落開発総局県出先事務所(Bangdes TK.II)の所長と関係を密に持つ必要がある。従って、これらの人々の能力が成否のポイントになるであろう。また、中央レベル、州レベルにおいても内務省村落開発総局と関係を密に持つ必要がある。
- 2) プロジェクトサイトの選定に当たって貧困指標にとらわれて孤立村あるいは辺境村を選択しても成功する可能性は少ない。プロジェクトは成功しやすい地域を対象に行い、その成果を他村に如何に波及できるかを考えるべきである。
- 3) プロジェクト予算は、JICA側が運営管理できるような体制をつくるべきである。
- 4) 同プロジェクトにおいては、専門家はアドバイザーの立場でBappeda TK.IIに配置されており、プロジェクトサイクルの各段階における助言等を行うことがその主な業務内容であり、実際にフィールドにおいてインフラ整備、農業指導等を行うわけではない。このことは、県政府の職員に理解を得られない場合ジレンマに陥りやすい。
- 5) 農村開発を行う場合には、その目的と対象を明確にすべきである。また、現場における事業の実施体制は単純にすべきである。

スラウェシ地域開発プロジェクトに対する南スラウェシ州Bappeda TK.I職員の評価は以下のようなものであった。

- 1) 同プロジェクトが実施しているInstitutional Devalopmentは、目に見えた援助でない。すなわち、道路・ダム等インフラの整備等の目に見えた援助が南スラウェシ州には必要である。
- 2) イ国内外における留学制度によって経済・地域開発の修士課程を修了した職員が多い。この制度は、職員の人的資源開発に貢献している。
- 3) 南スラウェシ州においては、プロジェクトサイトはEnrekang県の2郡である。南スラウェシ州政府としては、より面的な開発が必要とされているため、同プロジェクトサイトは小さすぎる。

報告者は、同プロジェクトの専門家同様、Bappeda TK.IおよびBappeda TK.IIに

において調査活動を行ってきた。その結果、Institutional Developmentの必要性を肌で感じた。特に、県政府職員の質的向上は重要な課題と考えられる。このことは、記述したように内務省および州政府によっても認識されていることである。

同プロジェクトにおける、プロジェクトチームとイ側政府との対話は、中央・州・県レベルにおいて十分に行われてきた。すなわち、専門家は全員インドネシア語が流暢であること、専門家にはインドネシア人も含まれていること、多種類のインドネシア語の報告書を作成していることがその背景に上げられる。

このように、中央政府あるいは第三者が認識している協力課題に対する協力である。また、その実施体制は、協力隊においては垂誕に値する体制である。そのような状況にあっても、プロジェクトの目的が十分に理解されておらず、関係しているBappeda TK.Iの職員の評価が必ずしも高くはない。この事実を留意し、協力隊による村落開発事業の実施に当たる必要がある。

4. JICAプロジェクト方式技術協力

ここでは、報告者が視察した、現在実施中のJICAプロジェクトおよび終了したプロジェクトについてそこで得た印象および専門家、元専門家のCPからの助言等を記述する。プロジェクトの内容等詳細については、JICAより発刊されている各報告書を参照されたい。

視察したプロジェクトサイトは、

- 1) 南スラウェシ州治山プロジェクト（実施中）
- 2) 南東スラウェシ州農村開発プロジェクト（実施中）
- 3) 中堅農業者技術者訓練プロジェクト（終了：南スラウェシ州Gowa県ハタナカク地区農業普及員養成学校）
- 4) 南スラウェシ州地域農業開発プロジェクト（終了：南スラウェシ州Jeneponto県Tino柑橘類種苗普及所）

であった。

1) 南スラウェシ州治山プロジェクト（実施中）

同プロジェクト視察においては、防風林作りのための林業技術および貯水用ダム造り等技術的な知識の吸収を目的とし、治山ダム、植林のための育苗、防火帯用の植林、テラス作り等を専門家と共に見学した。

専門家による助言としては以下のようなことであった。

- ①発芽率の高い種苗の入手が困難である。種苗の質は、入手後初めて分かる。従って、近隣で郷土樹種の種苗が入手できることがもっとも信頼できる種苗である。
- ②地域住民は、将来にわたって生産活動に利用できる果実を植えたがる。植林を考える場合、対象者の経済的利益につながる樹種でなおかつ早生の樹種を考慮すべきである。ただし、林業省の管轄下の事業において、果実を植林することは農業省が認めない。
- ③イ側関係機関職員の土堰堤建設技術は、設計、施工管理が十分ではない。その

要因として、その地域における雨量のデータが十分に整っていないことが考えられる。

④雨期における土壌浸食は、想像以上に激しいものである。

2) 南東スラウェシ州農村開発プロジェクト（実施中）

同プロジェクトの視察においては、農村開発上の問題点および農業開発上の問題点について知ることを目的とした。

専門家による助言としては以下のようなことであった。

- ①下級農業普及員（P P L）の技術レベルは、農民に十分受け入れられるほどの技術レベルに達していない。
- ②南スラウェシ州から南東スラウェシ州へ移住してきたブギス族の農村においては、家族単位で数年間で開田し、生活基盤を支えるだけの生産量を上げている。水稲栽培の技術レベルは、粗悪な面もあるが多収栽培に関する基礎知識は十分に備えている。しかし、水稲栽培にこだわりすぎる面があり、他の作物の導入なども考える必要がある。

3) 中堅農業者技術者訓練プロジェクト（終了：Gowa県パタカワ地区農業普及員養成学校）

同学校を訪問した際には、プロジェクトの成果および現在の問題点等について聞くために元JICA専門家のカウンターパート2名の職員と面談した。

- ①プロジェクトの成果は、現在も多く多くの機材が活用され、同学校が東部インドネシアの普及員養成学校の中心的役割を担っていることである。
- ②日本における研修に関しては、多くのカウンターパートが日本で研修を受け、現在に至っても4名が同校に残っている。従って、研修を受けたメンバーによって、研修した成果を同校に適切な内容に修正することが可能であった。研修を受けたことによって、多くの知識および技術を修得できた。
- ③現在の問題点は、プロジェクトが終了した後、予算が削減されたためカリキュラムの弱体化および同校による研修生受入が減少したことである。
- ④同校の視察では、職員との面談のみに終わったが、学校運営に関して職員は自信に満ちあふれていた。

また、後日、報告者は現場で働く多くの上級あるいは下級普及員と面談する機会を得た。彼らからも同校における研修内容の充実ぶりを聞くことができた。

4) 南スラウェシ州地域農業開発プロジェクト（終了：Jeneponto県Tino柑橘類種苗普及所）

本プロジェクトは、第1フェーズを地域農業を開発するための計画作りのための技術協力、第2フェーズを柑橘類・草地造成・林業の開発をパイロットプロジェクトとした。報告者は、柑橘類開発のためのパイロットプロジェクトの跡地のみを視察した。

Jeneponto県農業局園芸部Tino種苗所および県内に普及されていた柑橘類は、バ

イロットプロジェクト終了後に病気の発生により全滅した。しかし、91年頃から園芸局研究開発所によって試験栽培が復活された。柑橘類栽培は、マンゴ栽培の2倍近い取入得れるため、農民にも柑橘類栽培に非常に興味があるとのことであった。

同プロジェクトは、KanwilをCPとして実施された。Dinas TK.IIの職員によると、当時はKanwilから情報が伝達されず、Dinas TK.IIの職員は、プロジェクトから疎外されていたそうである。

また、第1フェーズにおいて作成された地域農業に関する計画の概念が、南スラウェシ州における「地域産品創出」という開発基本概念の基になった。

V. プロジェクト案対象地域の調査結果

1. 南スラウェシ州

1-1. 概要

1-1-1. 一般概要

世界で7番目に大きなスラウェシ島は4つの半島より成り立っており、その半島ごとに4州に区分けされている。その一つが南スラウェシ州であり、その位置はインドネシア共和国のほぼ中央に当たり、面積は約6.2万km²（インドネシア全土の約3.2%）、日本の四国と九州を併せた面積にほぼ等しい。北部と南部は山岳地帯であり、特に北部の山岳地帯は3,000m級の険しい山並みが連なっている。両山岳地帯に挟まれた中央部と沿岸部が平野になっている。

州には、2市（Kotamadya）と21県（Kabupaten）がある。市および県の下になる郡（kecamatan）の総数は178で、行政村（KelurahanとDesa）の総数は、1,405（1991年）である。州都は、ウジュンバンタン市である。

州の人口は、約700万人（インドネシア総人口の3.9%）、人口密度は、112人/1km²である。最近5カ年の人口増加率は、1.74%である。

州の気候は、半島の東部と西部によって異なる。マカッサル海峡に面した西側は5月から10月が乾期、11月から4月が雨期であるのに対し、ボネ湾沿いの半島東側はこの逆となっている。半島南部は年間を通じて乾燥した気候で州内でもっとも降雨量が少ないのに対し、北部山岳地帯は年間を通じて降雨量が多い。この結果、同州の年間降雨量、半島南端部500mm未満から北部山岳地帯の4,000mm以上まで様々である。気温は年間を通じて平野部では最高34℃、最低22℃、山岳部では最低15℃前後となる。

その住民は、主に4つのエスニックグループに分類される。ボネ湾沿いの東部地方を主な居住域とするブギス族（人口約340万人）、南部を主な居住域とするマカッサル族（約50万人）、及び北部の山岳地帯を居住域とするトラジャ族（約60万人）から成る。ウジュンバンタンとバレバレを筆頭とする都市部には、中国系住民（約36万人）の他にアラブ系やインド系の外国住民も居住している。労働別人口では、全労働人口の60.5%に相当する約152万人が農業セクターに従事している。

南スラウェシ州の域内総生産は、20年間に及ぶ第1次から第4次開発5カ年計画期間（1969～1988年度）に、それぞれ年平均22.4%、26.4%、17.1%、13.4%の割合で上昇し、1988年度末には名目で約3.3兆ルピア（1969年度実績の37倍）に達した。この間、第1次産業は61.4%～44.5%へ下降し、第2次産業は8.3%～9.9%へ、また第3次産業は30.4%～45.5%へ、それぞれ上昇した。

第1次産業は伸び率の高い順に畜産、漁業、工業、農業及び林業から、第2次産業は建築と工業、更に第3次産業は電気・水道・ガス、運輸・通信、政府・軍、金融、商業、貸家業及びサービス業から成り、農業と林業の伸び率がもっとも低い。

一方、州民1人当たりの年間平均所得は第4次開発5カ年計画期間中に約1.6倍

増加し、1991年には約67.9万ルピアに達したものの、まだ全国平均には至っていない。

1-1-2. 農業

南スラウェシ州で最も重要な農産品は米であり、これに次ぐものとしてカカオとコーヒーを挙げることができる。特に米の生産高（1991年実績395万トン）は州内消費を上回り、1974年以来ジャワを中心とした国内各地へ毎年輸出しており（1991年度実績25.9万トン）、同国の米自給に重要な役割を果たしている。

1990年現在、州内の稲作面積は約78.7万Ha（州面積の約12.6%）であり、このうち77万Ha（98%）は水稲作である。水稲作は、半島中央の平野部が中心であり、周辺の8県で州全体の役6割を生産する。

エステート部門は、9割を占める家族経営の小規模と企業エステートから成る。近年民間企業による大規模エステートの伸びが著しく、1989年現在、61社が7.5万Haを使ってココヤシ、カカオ、クローブ、パームオイル、ナツメグなどの栽培を行っている。エステート部門の主要作物はココヤシ（1990年現在10万トン）、カカオ（3.2万トン）、コーヒー（1.2万トン）、パームオイル（8千トン）、カシューナッツ（7千トン）、クローブ（6千トン）などである。

南スラウェシ州の牛と水牛の飼育頭数は東ジャワ州に次いで全国2位であるが、その9割以上は農民が細々と飼育するものである。政府第4次5カ年計画期間中、家畜の大規模飼育を畜産振興の柱としてきた。この結果、現在では約50社が主に肉牛牧場経営に乗り出し、毎年食肉用の牛と水牛がジャワへ移出されている（1990年実績7.4万頭）。

1-1-3. 指標による村落の分類

インドネシアにおいては既述したように村落を定義し分類されている。その定義は村落開発或いは地域開発事業実施の際の対象地域の割り出しのために活用されている。州政府においても村落開発事業を実施する上で大切な指標と考えられている。

1) BAPPENAS、BPS（統計局）、内務省によって定められた貧困郡と村落レベル

南スラウェシ州においてこの定義によって貧困村と定められた村の総数²⁾は、都市部の村落は42村（全体の14.8%）、村落部の村落は613村（全体の26.3%）であった。すなわち、合計41.1%の村落は貧困村落と定義され、残り58.9%の村落は、貧困村でない村落と定義された。各州における貧困でない村落数の全村落数にしめるの割合を全27州レベルで比較すると、南スラウェシ州のその割合は、全27州中上位18番目である。

南スラウェシ州においては、州政府がこの定義付けを更に発展させ、PKTプロジェクト候補地選定に用いるための「貧困地域の定義（「IDENTIFIKASI LPKAS I/KAWASAN MISKIN CALON PENERIMA PROGRAM PKT DI SULAWESI SELATAN」 oleh tim pelaksana identifikasi）」を作成した。この定義の作成には、州開発企画

局 (Bappeda TK.I)、内務省村落開発総局州出先事務所 (Direktorat Pembangunan Desa TK.I)、中央統計局州出先事務所 (Biro Pusat Statistik, TK.I) ハサヌディン大学および教育大学 (Institut Keguruan dan Ilmu Pendidikan: IKIP) による混成チームが当たった。この定義付けは、貧困郡を定義するために郡に含まれる貧困村の割合によって表されている。

この定義によると、郡内に含まれる貧困村の割合が50%を越える郡の総数は20郡であり、同様の割合が25から49%である郡の総数は37郡である。

2) 内務省村落開発総局によって定められた村落レベル

上述したように内務省村落開発総局は、1972/73年より、村落の特徴、潜在能力、自然状況などに基づいて、村落の開発程度を伝統村 (Swadaya)、過渡村 (Swakarya) および自助村 (Swasembada) の3つの段階に分類している。

南スラウェシ州において内務省村落開発総局州出先事務所 (Direktorat Pembangunan Desa TK.I) によると (「KLASIFIKASITINGKAT PERKEMBANGAN DESA PROPINSI SULAWESI SULATAN TAHUN」)、村落の分類は以下の通りである。

年度	村落数	伝統村		過渡村		自助村	
		村落数	割合	村落数	割合	村落数	割合
1987/88	1,263	4	0.30%	506	40.1%	753	59.6%
1988/89	1,263	0	--	319	25.3%	944	74.7%
1989/90	1,405	0	--	322	22.9%	1,083	77.1%
1990/91	1,405	0	--	222	15.8%	1,183	84.2%
1991/92	1,605	0	--	168	10.5%	1,437	89.5%

1991/92年の同調査結果によると、インドネシア全土において、村落数の合計は63,721であり、その内訳は、伝統村が1,433村(2.3%)、過渡村が13,478村(21.2%)、自助村が48,810(76.6%)であった。

全国的には、76.6%の村落が自助村であった。しかしながら、州別(全27州)に自助村が州内全村落にしめる割合は、100%自助村であるジャカルタ特別区、ジョクジャカルタ特別区、東部ジャワ州から8.5%自助村であるイリアンジャヤ州と州別に大きな差が認められる。南スラウェシ州における自助村の割合は89.5%であり、全27州中、上述した100%の3州、東部ジャワ州、西部ジャワ州、バリ州、南東スラウェシ州について8番目に高い割合である。

1-2. 開発政策と村落開発の問題点

1-2-1. 開発政策

1) 基本開発概念(3つの開発概念)

「3つの開発概念」は、南スラウェシ州政府独自の開発概念であり、3つの概念とは「村民の意識改革」・「地域産品の創出」・「収穫・管理・販売の改善」を意味

する。

この概念では、地域の自然条件、社会条件、インフラ整備状況等の適性を考えた「地域産品を創出」し、その産品を取穫即販売に至っている現状から一定地域で加工することにより「付加価値」をつけて販売し、また、付加価値産品を市場に安定供給することによって地域開発を達成することを目的している。その手法として、生産者が伝統的な生産手段に頼っており、生産物の販売において取穫即販売している現状を打開するために、「生産者の意識改革」が必要不可欠であるとしている。

現在、州政府によって各県に対する地域産品が決められている。1つの産品について普及中心県と普及奨励県が決められている。地域産品創出プロジェクト (Proyek Wilkom) は、各県レベルにおいて P P W T、P K T と絡めるか、あるいは地域産品創出プロジェクトとして推進されている。

1-2-2. 州政府がまとめた村落開発の問題点

- ① 貧困村、荒廃地の村、地理的に孤立した村、島々の村、辺境村などの開発が遅れているために、村落間に開発の格差がみられる。
- ② 村落において住民参加を促すために活動すべき村内の各組織が十分にその機能を果たしていない。
- ③ 村民による政府事業への依存心が強く、村が自立していない。
- ④ 村落部における必要データおよび情報が収集できないための確な開発計画作りができない。村落レベルのデータおよび情報収集者の養成が必要である。
- ⑤ 村民の理解力および技術レベルが低いため村内環境あるいは状況を把握した村落開発が達成されていない。
- ⑥ 村落開発において、政府側の分野あるいは部門別のエゴイズムが未だに強い。
- ⑦ 資源および村落社会に適正な技術が十分に整っていない。

1-3. 村落視察の印象

報告者は、南スラウェシ州において計7県を訪問し、各県下の村落部を Bappeda TK.I 職員および県政府職員と共に視察した。視察目的は、村落部の状況、村人の生活向上に対する意識、行政側と村人側につながり等の基礎的な情報の収集および政府援助によるプロジェクトの状況把握等であった。但し、この視察はいずれの村落部においても短期間の訪問であったため、視察結果はあくまで報告者の印象の域をでない。視察した7県は、Barru県、Sidrap県、Soppeng県、Jeneponto県、Gowa県、Maros県およびEnrekang県であった。

視察から得た印象を下記に記す。

- 1) 視察した7県においては、県ごとに農業形態が異なっていた。これは、天候、土地条件、民族気質、県の開発方針の相違等に起因しているものと考えられた。その条件の相違が各県ごとの経済格差を生み出しているようだ。また、各県内の村落間にも格差が認められた。これは、水の確保状況、土地の所有形態等が原因と考えられた。

- 2) 貧困指標あるいは内務省村落開発総局が行っている村の定義については、貧困と思えない村落が貧困になっていたりその逆の現象がみられた。また、貧困でない村落において非常に貧困に見える集落が存在したり、その逆の現象が認められた。このことに関しては、政府職員も同様のことを述べていた。貧困と貧困指標について考えさせられた。
- 3) 報告者の視察は、先にも述べたように短期間であった。そのため、アクセスのない地理的に孤立した村落への訪問は不可能であった。しかし、報告者は開発から取り残された村落あるいは集落の視察を行うことができた。開発から取り残されている村落および集落は、政府指導による焼き畑住民の定住集落あるいは土地無し農民が集結した集落であった。彼ら住民は、田畑を持っておらず、農業以外の雇用機会が乏しい状況のため、他の村落（集落）に比べ貧困に見えた。政府職員も現状では手の施しようがないと述べていた。報告者自身、このように県内に点在している貧困のポケット地帯における協力隊による村落開発プロジェクトについてその開発の可能性に自信が持てなかった。
- 4) P K Tプロジェクトは、各県によりその内容および進捗状況にかなりの差があった。このことは、様々な理由が考えられるが、県のBappeda TK.IIの調整能力、県政府職員の人的資源の差が原因の一端となっていることも確かであろう。また、P K Tプロジェクトは、ボトムアップによって住民の意向を汲み上げることがその利点に考えられている。しかし、一部プロジェクト実施地域において、住民のニーズに適さない道具が行政側から供与され、結果、道具は野放しになり、使われていない地域があった。このことから、県政府職員の問題分析能力および調整能力が問われるものと思われた。
- 5) P K Tプロジェクトにおいて成果がみられる県においては、プロジェクトを散在させず、一部地域を対象にしていた。県政府の機動力、人員数を鑑みると現状ではこの方法がもっとも行政側にとって適切な方法と考えられた。
- 6) 村人の生活に対する自助努力の意識は高いようであった。また、組織化（組合活動）の進んでいるところも多く、農民は非常に勤勉である印象を持った。各組合活動において、政府機関から資金を借りているものの組合員の自助努力によって活発な活動が繰り広げられているようであった。
- 7) 先進村では、農業以外に畜産、鍛冶屋、養蚕などを組合活動によって営んでいた。また、drop outした若者によって手芸、木工細工、地鶏飼育が営まれていた。しかし、若者達によって製造された製品は品質の面で劣るものであった。製作者自身は技術の向上に興味を示し意欲があった。より高度なものをつくるためには職業訓練学校等での技術修得の機会が必要と考えられた。一方、質の高い物を作った場合の市場について、皆考えていなかった。
- 8) 水の不足を訴えている割には、雨水の利用、水タンクの設置などの手法を用いて生活用水を確保しようと工夫する人は皆無であった。

2. Barru県

2-1. 概要

2-1-1. 一般概要

Barru県は、州都ウジュンパンダン市 (Kotamadya Ujung Pandang) から北方約100 kmに位置し、南北に縦長 (南北約100 km、東西に約20-30 km) の県である。同県の北部はバレバレ市 (Kotamadya Pare-pare) に隣接し、西部にはマカッサル海峡が広がっている。県東部には南スラウェシ州有数の水田および養蚕地帯であるSoppeng県、さらにSidrap県、Bone県と山脈を介して隣接している。県南部にはPangkep県およびMaros県に隣接している。ウジュンパンダン市からBarru県を通過してバレバレ市まで幹線としての舗装された州道が整備されており、その道の約半分は海岸線に面し平坦である。また、Barru県よりSoppeng県に抜ける山越えの州道も整備されている。

Barru県の総面積は1,174.72 Km²で県内人口は約14万人である。行政区分は5郡に分けられている。5郡は、県南東部のTanete Riaju郡 (人口:約3万2千人)、県南西部のTanete Rilau郡 (人口:約3万人)、県中部に位置し県都であるBarru郡 (人口:約3万3千人)、県北部のMallusetasi郡 (人口:約2万1千人) およびBarru郡とMallusetasi郡に挟まれたSoppeng Riaja郡 (人口:約2万7千人) である。村 (Desa) および町 (Kelurahan) は1989年の時点でそれぞれ17村落と7町であった。しかし、県政府は最近の村落および市政区を分割し行政区分を縮小することで村内自治を高めることを目指しており、1993年には、40村と14町 (kelurahan) に分割された。

Barru県における村落数の推移は以下の通りである。

年度	町数	郡数	Desa数	Kelurahan数
1. 1989/1990	--	5	17	7
2. 1990/1991	--	5	17	7
3. 1991/1992	--	5	27	7
4. 1992/1993	--	5	40	14
5. 1993/1994	--	5	40	14

Sumber Data : bagian Pemerintahan Setwilda Kab Dati II Barru

県内の地勢は、西部に海岸線が広がり東部に山脈が広がっているが、5郡ともおおむね低地が広がっている。

気候は、雨期と乾期がはっきりしており、5月から10月が乾期、11月から4月が雨期である。風向によって地元の人々は雨期のことを西の季節、乾期のことを東の季節と呼んでおり、8月から9月頃には、東側の山脈から西側の海岸線に向かって強風が吹く。

1991年県内月別降雨量と降雨日数

月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	計
Manuba地区													
降雨量(mm)	571	205	204	257	71	27	0	26	52	153	215	463	2,244
降雨日数(日)	18	7	7	9	3	1	0	2	3	2	14	15	81
Ralla地区													
降雨量(mm)	538	282	248	143	84	39	0	0	0	21	381	579	2,315
降雨日数(日)	15	12	6	9	2	1	0	0	0	1	14	16	76
Mareppang地区													
降雨量(mm)	529	247	136	413	43	17	10	22	47	39	276	780	2,559
降雨日数(日)	20	13	15	13	6	4	3	2	3	2	16	23	120

1987年から91年にわたる過去5年間の降雨量と降雨日数の変動

年	1991	1990	1989	1988	1987
Manuba地区					
降雨量(mm)	2,244	2,433	4,149	3,877	2,965
降雨日数(日)	81	97	136	137	89
Ralla地区					
降雨量(mm)	2,315	2,420	3,185	4,456	1,589
降雨日数(日)	76	97	117	120	78
Mareppang地区					
降雨量(mm)	2,559	1,436	3,607	3,963	2,681
降雨日数(日)	120	116	172	198	140

Barru県の土壌

土壌	面積 (ha)	主な地域 (郡)
Aluvial Hidromorf	3,327ha(2.8%)	Barru, SR, TRL
Aluvial Kekuningan	12,418ha(10.6%)	Barru, SR, M, TRL
Lilosol	19,950ha(16.6%)	Barru, TR, TRJ, TRL
Regosol Coklat	54,383ha(46.3%)	全郡
Mediteran Coklat Kekuningan	3,499ha(3.0%)	SR, M
Mediteran Coklat Kemerahan	2,735ha(2.3%)	TRJ
Mediteran Coklat	21,500ha(18.4%)	Barru, TRJ, SR, M

SR=Soppeng Riaja, TRJ=Tanete Riaja, TRL=Tanete Rilau, M=Mallusetasi郡

2-1-2. 歳入と開発予算

Barru県における歳入割合
(Pendapatan Asli Daerah; 単位:百万ルピア)

	89/90	90/91	91/92	92/93	93/94
地方税 (Pajak Daerah)	36.25 (0.6%)	37.50 (0.4%)	44.00 (0.4%)	78.00 (0.5%)	0.00
公共施設使用料 (Retribusi Daerah)	358.50 (6.0%)	389.80 (4.1%)	617.20 (4.9%)	545.66 (3.4%)	736.98
Dinasからの歳入 (Penerimaan Dinas)	24.50 (0.4%)	30.00 (0.3%)	18.00 (0.1%)	20.00 (0.1%)	0.00
その他の歳入	127.11 (2.1%)	37.72 (0.4%)	16.64 (0.1%)	28.64 (0.2%)	53.32
税と非税からの歳入 Bagi hasil pajak dan bukan pajak	235.37 (3.9%)	378.82 (3.9%)	584.56 (4.7%)	1,180.55 (7.4%)	1,602.95
寄付金/援助金	5,233.56 (87.0%)	8,730.24 (90.9%)	11,282.23 (89.8%)	14,067.15 (88.4%)	15,273.31
合計	6,015.29	9,604.08	12,562.63	15,920.00	17,666.55 (参考)

(%)は、合計に対する割合を示している。

南スラウェシ州とBarro県における開発予算

89/90	Barro県予算 (単位:百万ルピア)		執行予 算割合 (b/a)	南スラウェシ州予算 (単位:百万ルピア)		執行予 算割合 (c/a)	Barro県執行予算 が州執行予算に 占める割合(%)
	執行予算(DIP)(b)	年度内消化予算		執行予算(DIP)(c)	年度内消化予算		
海外援助	0	0	0.00%	214,481,143,000	125,000,482,000	60.29%	0.00%
APBN	673,055,570	483,580,406	22.66%	71,055,395,000	65,014,100,000	19.98%	0.95%
INPRES	1,360,772,450	1,030,713,096	45.81%	41,431,639,000	34,308,730,000	11.65%	3.28%
APBD TK. I	630,000,570	608,140,110	21.24%	28,752,874,000	21,821,548,000	8.08%	2.19%
APBD TK. II	305,669,450	205,902,536	10.29%	---	---	---	---
合計(a)	2,970,306,040	2,328,342,147	100.00%	355,721,041,000	246,153,860,000	100%	0.84%

90/91

海外援助	354,838,000	354,838,000	5.75%	126,385,009,000	81,715,352,000	31.42%	0.28%
APBN	1,041,750,132	1,009,294,182	16.90%	152,733,782,000	135,499,586,000	37.97%	0.68%
INPRES	3,793,532,560	3,782,532,560	61.53%	81,474,677,000	76,751,568,000	20.26%	4.66%
APBD TK. I	633,778,166	633,287,765	10.26%	41,605,784,000	33,139,572,000	10.34%	1.52%
APBD TK. II	341,877,000	155,846,650	5.54%	---	---	---	---
合計(a)	6,165,775,858	5,935,719,157	100.00%	402,199,312,000	327,106,078,000	100%	1.53%

91/92

海外援助	220,458,610	220,458,610	2.41%	153,410,974,000	69,759,149,000	27.44%	0.14%
APBN	2,352,831,310	2,127,530,736	25.72%	234,206,293,000	216,466,396,000	41.89%	1.00%
INPRES	5,196,940,000	5,167,174,600	50.82%	121,285,210,000	105,303,734,000	21.69%	4.28%
APBD TK. I	845,169,886	795,077,113	9.24%	50,230,078,000	44,063,542,000	8.98%	1.60%
APBD TK. II	531,682,000	447,981,880	5.81%	---	---	---	---
合計(a)	9,147,081,806	8,758,042,939	100.00%	559,133,355,000	435,592,821,000	100%	1.64%

92/93

海外援助	2,766,872,530	952,679,610	19.15%	160,026,442,000	112,053,365,000	25.11%	1.73%
APBD(91/2)	370,000,000	370,000,000	2.56%	---	---	---	---
APBN	4,070,046,274	3,519,636,950	28.16%	287,528,805,000	246,284,088,000	45.11%	1.42%
INPRES	4,730,251,000	4,729,541,510	32.77%	145,124,744,000	135,729,624,000	22.77%	3.26%
APBD TK. I	2,060,387,361	1,377,066,060	14.26%	44,738,463,000	40,272,930,000	7.02%	4.61%
APBD TK. II	448,352,269	305,831,921	3.10%	---	---	---	---
合計(a)	14,451,909,434	11,255,556,851	100.00%	637,418,454,000	534,348,007,000	100%	2.27%

APBN:各省庁予算の合計

INPRES:各大統領補助金の合計

APBD TK. I:州予算の合計

APBD TK. II:県予算の合計

2-1-3. 指標による村落の分類^{注1)}

1) 中央統計局(BPS)、国家開発企画庁(BAPPENAS)と内務省(DEPDAGRI)によって定義づけられた貧困村落の割合による比較

貧困村の割合

	都市部	村落部
Barru県	37.5%	15.2%
南スラウェシ州全体	14.8%	26.3%

2) Bangdesの定義による自助村の割合による比較

1991年度Bangdesによる村落のクラス付け結果

	SWADAYA (割合) 伝統村	SWAKARYA (割合) 過渡村 ^{注2)}	SWASEMBADA (割合) 自助村 ^{注2)}	計 カ村
州全土	0	222カ村 (15.8%)	1183カ村 (84.2%)	1405
Barru県総数	0	1カ村 (4.2%)	23カ村 (95.8%)	24 ²⁾
SR	0	1カ村 (20%)	4カ村 (80%)	5
TRJ	0	0 (0%)	5カ村 (100%)	5
B	0	0 (0%)	5カ村 (100%)	5
TRL	0	0 (0%)	5カ村 (100%)	5
M	0	0 (0%)	4カ村 (100%)	4

Barru県内各郡略語: SR=Soppeng Riaja郡, TRJ=Tanele Riaja郡, B=Barru郡
TRL=Tanele Rilau郡, M=Mallusetasi郡

2-1-4. 経済

1) 域内総生産

Barru県において最も重要な産業は農業である。域内総生産(チャート2-1-4)において、農業は全域内総生産のうちの47~8%を示しており、次に高い値を示している飲食店ホテル業より約30%高い値を示している。

注1) 報告者は村落の状況把握のために、労働別人口割合、都市部と村落部の人口割合、村落部のドロップアウトの若者の人口等、保健・教育関係のデータを探したが、見あたらなかった。

注2) 村(Desa)と町(Kelurahan)の両方を含む。

1991年に24村落であったのが、1993年までに54村落(40カ村(Desa)と14市政区(Kelurahan))に細分化されたことは既述した。この細分化の結果、自助村から分離独立した新規の数カ村が過渡村として定義づけられているようである。例えば、自助村であるBarru郡Palakka村から分離独立したAnab anua村は過渡村として定義されている。しかし、報告者はその実数を把握できなかった。

南スラウヰ州とBarro県の域内総生産

88年 産業	域内総生産 (GDP) (単位: 百万ルピー, Current Prices)			域内総生産 (GDP)に占める各産業別の生産割合 (単位: %)	
	南スラウヰ州	Barro県	県/州 (%)	南スラウヰ州	Barro県
1. 農業	1,440,466.02	30,787.85	2.0%	43.7%	47.4%
- Farm crops	836,139.94	19,425.55	2.3%		
- Non Farm food crops	135,413.58	1,139.04	0.8%		
- Estate crops	3,153.50	-	0.0%		
- 畜産	164,452.93	3,470.18	2.1%		
- 林業	9,982.46	125.53	1.3%		
- 漁業	291,324.21	12,627.55	4.3%		
2. 鉱山/採石	27,387.61	159.94	0.6%	0.8%	0.2%
3. 製造	207,584.71	2,430.75	1.2%	6.3%	3.1%
- 大手/中堅製造業	128,909.60	595.71	0.5%		
- 小規模製造業 (家内制手工業を含む)	78,675.11	1,835.04	2.3%		
4. 電気、ガス、水道	39,477.34	171.72	0.4%	1.2%	0.2%
5. 建設	120,738.81	2,408.66	2.0%	3.7%	3.1%
6. 飲食店/ホテル	632,044.47	15,026.00	2.4%	19.2%	19.4%
7. 交通/運輸/通信	279,974.96	8,228.52	2.9%	8.5%	10.6%
8. 金融	55,135.27	1,522.41	2.8%	1.7%	2.0%
9. 家屋賃貸	141,139.78	3,914.30	2.8%	4.3%	5.0%
10. 政府/自衛	326,477.45	6,489.90	2.0%	9.9%	9.4%
11. 事業、社会、娯楽、個人サービス	28,856.78	445.93	1.5%	0.9%	0.6%
合計	3,293,283.80	77,595.98	2.4%	100.0%	100.0%

89年 産業	南スラウヰ州	Barro県	県/州 (%)	南スラウヰ州	Barro県
1. 農業	1,636,953.85	41,377.76	2.5%	43.7%	47.3%
- Farm crops	948,720.98	22,293.98	2.3%		
- Non Farm food crops	172,748.68	1,354.96	0.8%		
- Potato crops	3,690.82	-	0.0%		
- 畜産	184,642.26	3,922.97	2.1%		
- 林業	9,749.76	139.55	1.4%		
- 漁業	317,411.35	13,666.30	4.3%		
2. 鉱山/採石	30,848.53	178.26	0.6%	0.8%	0.2%
3. 製造	245,856.53	2,838.95	1.2%	6.6%	3.2%
- 大手/中堅製造業	151,391.02	673.39	0.4%		
- 小規模製造業 (家内制手工業を含む)	94,465.51	2,165.56	2.3%		
4. 電気、ガス、水道	46,081.06	196.44	0.4%	1.2%	0.2%
5. 建設	140,258.43	2,734.35	1.9%	3.7%	3.1%
6. 飲食店/ホテル	717,335.95	17,326.72	2.4%	19.2%	19.8%
7. 交通/運輸/通信	314,100.59	8,092.25	2.9%	8.4%	10.3%
8. 金融	66,528.16	1,859.35	2.8%	1.8%	2.1%
9. 家屋賃貸	152,805.45	4,200.02	2.8%	4.1%	4.8%
10. 政府/自衛	360,132.35	7,306.33	2.0%	9.6%	8.3%
11. 事業、社会、娯楽、個人サービス	31,902.26	497.88	1.6%	0.9%	0.6%
合計	3,742,803.00	87,514.31	2.3%	100.0%	100.0%

90年 産業	南スラウヰ州	Barro県	県/州 (%)	南スラウヰ州	Barro県
1. 農業	1,873,678.85	50,816.77	2.7%	44.2%	48.6%
- Farm crops	1,087,943.54	26,129.44	2.4%		
- Non Farm food crops	218,905.86	1,913.33	0.9%		
- Potato crops	2,223.32	-	0.0%		
- 畜産	209,929.95	4,849.23	2.3%		
- 林業	12,193.50	179.23	1.5%		
- 漁業	342,582.08	17,745.54	5.2%		
2. 鉱山/採石	32,884.74	234.79	0.7%	0.8%	0.2%
3. 製造	293,070.34	3,974.68	1.4%	6.9%	3.8%
- 大手/中堅製造業	180,488.13	884.00	0.5%		
- 小規模製造業 (家内制手工業を含む)	112,582.21	3,090.68	2.7%		
4. 電気、ガス、水道	50,268.61	255.23	0.5%	1.2%	0.2%
5. 建設	161,240.67	3,353.76	2.1%	3.8%	3.2%
6. 飲食店/ホテル	806,631.59	19,575.71	2.4%	19.0%	18.7%
7. 交通/運輸/通信	356,954.65	10,374.09	2.9%	8.4%	9.9%
8. 金融	76,817.26	2,450.71	3.2%	1.8%	2.3%
9. 家屋賃貸	164,377.68	4,573.95	2.8%	3.9%	4.4%
10. 政府/自衛	389,962.06	8,290.63	2.1%	9.2%	7.9%
11. 事業、社会、娯楽、個人サービス	35,428.79	594.86	1.7%	0.8%	0.6%
合計	4,241,315.24	104,583.18	2.5%	100.0%	100.0%

2) 農業生産

① 域内農業生産

88年から90年においてBarru県の農業セクターにおける各分野の域内生産の割合は、農作物がもっとも高く約50%強、ついで漁業が約34%畜産が約9%を示している。

南スラウェシ州とBarru県における域内農業総生産

域内総生産 (GDRP) (単位: 百万ルピア, Current Prices)				域内農業総生産 (GDRP) に占める各産業別の生産割合 (単位: %)	
88年					
分野	南スラウェシ州	Barru県	県/州 (%)	南スラウェシ州	Barru県
1) Farm crops	836,139.94	19,425.55	2.3%	58.0%	52.8%
2) Non Farm food crops	135,413.58	1,139.04	0.8%	9.4%	3.1%
3) Estate crops	3,153.50	--	0.0%	0.2%	0.0%
4) 畜産	164,452.93	3,470.18	2.1%	11.4%	9.4%
5) 林業	9,982.46	125.53	1.3%	0.7%	0.3%
6) 漁業	291,324.21	12,627.55	4.3%	20.2%	34.3%
合計	1,440,466.62	36,787.85	2.6%	100.0%	100.0%

89年 分野	南スラウェシ州	Barru県	県/州 (%)	南スラウェシ州	Barru県
1) Farm crops	948,720.98	22,293.98	2.3%	58.0%	53.9%
2) Non Farm food crops	172,748.68	1,354.96	0.8%	10.6%	3.3%
3) Estate crops	3,680.82	--	0.0%	0.2%	0.0%
4) 畜産	184,642.26	3,922.97	2.1%	11.3%	9.5%
5) 林業	9,749.76	139.55	1.4%	0.6%	0.3%
6) 漁業	317,411.35	13,666.30	4.3%	19.4%	33.0%
合計	1,636,953.85	41,377.76	2.5%	100.0%	100.0%

90年 分野	南スラウェシ州	Barru県	県/州 (%)	南スラウェシ州	Barru県
1) Farm crops	1,087,843.54	26,129.44	2.4%	58.1%	51.4%
2) Non Farm food crops	218,905.66	1,913.33	0.9%	11.7%	3.8%
3) Estate crops	2,223.32	--	0.0%	0.1%	0.0%
4) 畜産	209,929.95	4,849.23	2.3%	11.2%	9.5%
5) 林業	12,193.50	179.23	1.5%	0.7%	0.4%
6) 漁業	342,582.88	17,745.54	5.2%	18.3%	34.9%
合計	1,873,678.85	50,816.77	2.7%	100.0%	100.0%

②Barru県内農業生産

1989年度から1993年度にわたる第5次5カ年開発計画期間の農業の生産量の推移、村落協同組合の活動実績および家内制手工業を含む小規模産業の活動実績について以下の表にまとめた。

食用作物生産量

No.	Tahun 年度	Luas Panen 収穫 面積	収穫面積と収穫量			
			稲作 (Ha)	裏作物 (Ha)	稲作 (Ton)	裏作物 (Ton)
1.	1989/1990	16.122	13.739	2.403	84.449.36	5.569.27
2.	1990/1991	16.765	13.812	2.953	90.447.00	8.634.97
3.	1991/1992	17.695	13.130	4.656	89.197.65	9.248.33
4.	1992/1993	20.538	13.548	6.810	90.229.22	12.384.65
5.	1993/1994	18.097*	12.898*	5.199*	--	--

Keterangan : * : Angka sementara

裏作物: とうもろこし、キャッサバ、さつまいも、落花生、緑豆、大豆

米の生産量

No.	年度	予測量 (Ton)	実際 (Ton)	予測量に対する 実際地の割合 (%)
1.	1989/1990	6.000	6.379.85	106.33
2.	1990/1991	6.000	6.616.70	110.28
3.	1991/1992	6.050	6.679.50	102.76
4.	1992/1993	7.500	9.451.00	125.01
5.	1993/1994	7.500	181.10	2.41*
Jumlah		33.500	29.308.16	87.49

Sumber data : Sub Dolog Wilayah III Pare-Pare

家畜数

畜種

No.	Tahun 年度	牛	水牛	馬	山羊	地鶏	育種鶏
1.	1989/1990	60.727頭	7.023頭	5.149頭	7.849頭	45.119羽	410.441羽
2.	1990/1991	69.755	8.171	5.777	10.541	49.691	451.485
3.	1991/1992	72.075	9.319	6.135	13.053	50.953	455.826
4.	1992/1993	72.075	9.279	6.227	13.249	51.717	426.556
5.	1993/1994	73.123*	10.012*	6.356*	13.467*	52.152*	430.113*

Sumber Data : Dinas Peternakan Kabupaten Dati II Barru

畜産物生産量

No.	Tahun	牛肉 (Kg)	卵 (個数)	乳	皮革
1.	1989/1990	82.000	1.063.319	--	--
2.	1990/1991	69.031	1.174.366	--	--
3.	1991/1992	113.647	1.207.356	--	--
4.	1992/1993	116.645	1.197.743	--	--
5.	1993/1994	118.532	1.208.169	--	--

Sumber Data : Dinas Peternakan Kabupaten Dati II Barru
皮革は、統計データをとっていない。

稲作の収穫面積と生産量

No	Tahun	収穫面積			生産量		
		目標 (ha)	実際 (ha)	割合 (%)	目標 (Ton)	実際 (Ton)	割合 (%)
1.	1989/1990	12,330	13,719	111.3	81,670	84,449.36	103.4
2.	1990/1991	12,453	13,812	110.9	83,314	90,447.00	108.6
3.	1991/1992	12,577	13,130	104.4	84,980	89,179.85	104.9
4.	1992/1993	12,203	13,549	111.0	86,683	90,229.22	104.1
5.	1993/1994	12,830		0.0	88,893		0.0

Sumber Data : Dinas Pertanian Tanaman Pangan Kabupaten Barru

とうもろこしの収穫面積と生産量

No	Tahun	収穫面積			生産量		
		目標 (ha)	実際 (ha)	割合 (%)	目標 (Ton)	実際 (Ton)	割合 (%)
1.	1989/1990	1,373	692	50.4	1,819	937.66	51.6
2.	1990/1991	1,380	761	55.1	1,838	765.25	41.6
3.	1991/1992	1,387	1,482	106.9	1,857	1,888.06	101.7
4.	1992/1993	1,394	1,930	138.5	1,876	2,219.86	118.3
5.	1993/1994	1,407		0.0	1,894		0.0

Sumber Data : Dinas Pertanian Tanaman Pangan Kabupaten Barru

キャッサバの収穫面積と生産量

No	Tahun	収穫面積			生産量		
		目標 (ha)	実際 (ha)	割合 (%)	目標 (Ton)	実際 (Ton)	割合 (%)
1.	1989/1990	214	189	88.3	1,861	1,952.27	104.9
2.	1990/1991	215	359	166.9	1,879	3,116.30	165.8
3.	1991/1992	216	216	100.0	1,897	2,133.00	112.4
4.	1992/1993	217	313	144.2	1,915	2,379.74	124.3
5.	1993/1994	218		0.0	1,934		0.0

Sumber Data : Dinas Pertanian Tanaman Pangan Kabupaten Barru

さつまいもの収穫面積と生産量

No	Tahun	収穫面積			生産量		
		目標 (ha)	実際 (ha)	割合 (%)	目標 (Ton)	実際 (Ton)	割合 (%)
1.	1989/1990	173	154	89.0	1,187	1,135.16	95.6
2.	1990/1991	175	287	164.0	1,213	2,380.97	196.3
3.	1991/1992	177	323	182.5	1,230	2,305.20	187.4
4.	1992/1993	179	461	257.5	1,265	3,256.97	257.5
5.	1993/1994	181		0.0	1,292		0.0

Sumber Data : Dinas Pertanian Tanaman Pangan Kabupaten Barru

落花生の収穫面積と生産量

No	Tahun	収穫面積			生産量		
		目標 (ha)	実際 (ha)	割合 (%)	目標 (Ton)	実際 (Ton)	割合 (%)
1.	1989/1990	2,474	1,198	48.4	2,699	1,149.58	42.6
2.	1990/1991	2,523	1,354	53.7	2,808	2,191.55	78.1
3.	1991/1992	2,573	2,108	81.9	2,920	2,473.37	84.7
4.	1992/1993	2,624	3,447	131.4	3,038	3,839.12	126.4
5.	1993/1994	2,676		0.0	3,160		0.0

Sumber Data : Dinas Pertanian Tanaman Pangan Kabupaten Barru

緑豆の収穫面積と生産量

No	Tahun	収穫面積			生産量		
		目標 (Ha)	実際 (Ha)	割合 (%)	目標 (Ton)	実際 (Ton)	割合 (%)
1.	1989/1990	632	164	26.0	533	131.60	24.7
2.	1990/1991	645	195	30.2	555	180.00	32.4
3.	1991/1992	658	361	54.9	578	321.22	55.6
4.	1992/1993	671	598	89.1	601	583.55	97.1
5.	1993/1994	684		0.0	624		0.0

Sumber Data : Dinas Pertanian Tanaman Pangan Kabupaten Barru

大豆の収穫面積と生産量

No	Tahun	収穫面積			生産量		
		目標 (Ha)	実際 (Ha)	割合 (%)	目標 (Ton)	実際 (Ton)	割合 (%)
1.	1989/1990	34	-	0.0	33	-	0.0
2.	1990/1991	35	2	5.7	35	-	0.0
3.	1991/1992	36	100	277.9	36	163.48	454.1
4.	1992/1993	37	61	164.9	38	105.41	277.4
5.	1993/1994	39		0.0	39		0.0

Sumber Data : Dinas Pertanian Tanaman Pangan Kabupaten Barru

家畜の飼育数

No	Tahun	項目	畜種						
			牛	水牛	馬	山羊	地鶏	育種鶏	あひる
1.	1989/1990	目標(頭/羽)	69,755	8,171	7,777	10,451	451,485	49,697	79,179
		実際(頭/羽)	60,727	7,023	5,419	7,849	410,441	45,119	72,289
		割合(%)	87.06	85.95	69.68	75.10	90.91	90.79	91.30
2.	1990/1991	目標(頭/羽)	78,783	9,319	6,135	13,053	496,634	54,667	87,470
		実際(頭/羽)	69,755	8,171	5,777	10,451	451,485	49,691	79,179
		割合(%)	88.54	87.68	94.16	80.07	90.91	90.90	90.52
3.	1991/1992	目標(頭/羽)	87,811	10,467	6,493	15,655	546,297	60,133	96,217
		実際(頭/羽)	72,075	9,319	6,135	13,053	455,826	50,953	83,164
		割合(%)	82.08	89.03	94.49	83.38	83.44	84.73	86.43
4.	1992/1993	目標(頭/羽)	96,839	11,615	6,851	18,257	600,927	66,147	105,838
		実際(頭/羽)	72,075	9,279	6,227	13,249	426,665	51,717	84,411
		割合(%)	74.43	79.89	90.89	72.57	71.00	78.18	79.75
5.	1993/1994	目標(頭/羽)	105,867	12,763	7,209	20,319	661,019	72,761	116,422
		実際(頭/羽)	73,123	10,012	6,356	13,467	430,115	52,152	85,231
		割合(%)	69.07	78.45	88.17	66.28	65.07	71.68	73.21

Sumber Data : Dinas Pertanian Tanaman Pangan Kabupaten Barru

3) その他の経済活動

①村落単位組合 (KUD) の生産活動

県内の組合およびKUDの活動実績

No.	Uraian	1989/1990	1990/1991	1991/1992	199/1993	1993/1994
1.	Jumlah Koperasi (組合数)					
-	KUD (bh)	17	17	17	17	17
-	Non KUD (bh)	28	29	30	30	29
2.	Keanggotaan : (組合員数)					
	KUD					
-	完全組合員数 (人)	4.880	5.625	6.925	8.092	11.180
-	組合候補者数 (人)	5.879	5.990	6.329	5.737	6.955
	Non KUD					
-	完全組合員数 (人)	4.285	4.396	4.425	4.541	4.479
-	組合候補者数 (人)	48	121	183	190	248
3.	Simpanan Anggota (組合員による貯蓄額)					
-	KUD (Rp.)	26.840.000	34.734.205	69.147.387	101.832.000	120.422.000
-	Non KUD (Rp.)	373.811.930	409.736.078	681.677.112	924.726.000	1.022.024.000
4.	Cadangan (積立金)					
-	KUD (Rp.)	50.112.890	51.175.570	49.954.850	52.233.000	491.323.000
-	Non KUD (Rp.)	35.761.510	58.506.286	81.637.969	138.334.000	191.390.000
5.	Dana-dana (予算)					
-	KUD (Rp.)	10.115.085	10.875.277	9.850.900	14.913.000	22.080.000
-	Non KUD (Rp.)	14.127.655	14.355.561	21.133.594	25.292.000	42.016.000
6.	Volume Usaha (事業規模)					
-	KUD (Rp.)	3.201.344.365	3.961.893.338	4.406.786.916	4.631.569.000	8.376.259.000
-	Non KUD (Rp.)	764.751.655	1.192.246.145	2.091.119.211	2.433.563.000	1.909.941.000
7.	Sisa Hasil Usaha (利益残額)					
-	KUD (Rp.)	47.505.175	49.092.619	51.281.890	45.153.000	35.218.000
-	Non KUD (Rp.)	52.785.590	66.587.831	143.711.977	191.957.000	184.275.000

Sumber Data : Kantor Dep. Koperasi Kab. Dati II Barru

組合およびKUDによる優勢な活動内容

No.	Uraian	組合およびKUDに する事業内容
1.	KUD	1. 食用作物栽培 2. 生産機材の販売 3. Waserda (?) 4. 金融業 5. 漁業 6. 畜産 7. ちようじの販売
2.	NON KUD	1. 貸付金の預貯金 2. 商店経営

②家内制手工業を含む小規模工業の生産活動

小規模工業における労働力、投資額および生産高

年度	工業数 (軒)	労働者数 (人)	投資額 (Rp.)	生産高 (Rp.)
1. 1989/1990	765	2.948	1.078.243.800	3.535.033.10
2. 1990/1991	1.768	3.057	1.718.157.800	3.423.550.80
3. 1991/1992	704	3.092	1.157.738.800	3.653.392.40
4. 1992/1993	-	-	-	-
5. 1993/1994	-	-	-	-

Sumber Data : Kantor Dep. Perindustrian Kab. Dati II Barru

小規模工業に対して供与された予算

No.	Tahun	予算源				合計
		Sektoral	Inpres	APBD I	APBD II	
1.	1989/1990	--	--	--	1,500,000	1,500,000
2.	1990/1991	2,305,000	--	2,000,000	1,500,000	5,805,000
3.	1991/1992	1,907,500	27,564,000	8,000,000	2,500,000	39,971,500
4.	1992/1993	4,407,000	33,983,000	--	2,500,000	40,890,000
5.	1993/1994	--	15,503,000	--	--	15,503,000
合計		8,619,500	77,050,000	10,000,000	8,000,000	103,669,500

Sumber data : Bappeda Tk. II Barru

2-2. Barru県第5次5カ年開発計画（89/90-93/94）の概要

2-2-1. 問題点

- ①均整のとれていない経済構造である。
- ②草地および荒廃地等の未利用農地が今だ広く存在し、有効活用されていない。
- ③家畜数が毎年減少している。この原因は、他の産業に移行するために売られるため、あるいは、放し飼いのために事故等によって結果的に死んでしまうためである。
- ④漁業の域内生産高の成長が今だに低い。これは、漁具が非常に粗末であること、資金が限られていること、養魚池用の稚魚の準備不足、養魚池の造成技術の未熟、養魚池用灌漑が限られていること、汚水排水設備不十分であることに起因している。
- ⑤県内における工業開発の裏付けとなる化学資源および鉱物資源に関する調査が実施されていない。
- ⑥孤立した地域への地域産品創出プロジェクトの推進に必要なアクセス道路と橋のインフラが不足している。
- ⑦教育面において、初級中学校（13-15才）および上級中学校（16-18才）へ進学できない学童が未だに多い。このことは、小学校および初級中学校において試験に合格しても、初級中学校および上級中学校において受け入れられない学童が多いためである。

2-2-2. 地域開発の優先度

- ①基礎資料として地域産品創出プロジェクトの地図を用い、農民に利益をもたらす農業システムに対してアプローチし、農業生産を伸ばす。
- ②海産物の養殖、養魚池および海洋漁業産業の開発。
- ③灌漑設備とくに小規模灌漑に関して村落地域の開発およびそれらの改善あるいは維持管理。
- ④労働力の余剰化を可能にするアグロインダストリーの推進を向上させより完全なものとする。そして、将来農民が必要とするであろう行政サービスの中で家内制手工業（村落工業）の役割を向上させる。
- ⑤住民の健康面を向上させ、保健部門のkaderの役割を向上させる。
- ⑥フォーマルおよびインフォーマル方式による持続的な開発に対して住民の理解を向上させる。

2-2-3. 地域開発の方針

- ①長期地域開発の要点は、農業セクターを対象とした経済部門の開発である。それとともに、農業セクターに関連する家内制手工業の開発も重要である。
- ②長期的地域開発の実施においては、地域産品創出プロジェクトが全開発活動における基本戦略となる。このプロジェクトの推進に当たっては、効率的かつ有効である総合的な組織基盤および施設基盤の開発システムによってサポートされる天然資源・人的資源が配慮される。

- ③一般的に全住民の収入向上計画における経済部門の開発は、生産、賃金およびマーケティングの向上を目的とすると共に、就業場所および就業機会の拡大と失業者の減少を目的とする。

2-2-4. 各セクターの開発プログラム

1) 食用作物部門

集約化による米、水田裏作、野菜および果実の生産向上計画

- ①手作業による土地生産性の集約化
- ②指導および普及活動の向上
- ③管理システムおよび市場システムの確立

2) エステート作物部門

カシュナッツ、ココナッツ、コーヒー、クミリ、綿花などの生産向上

- ①育苗と栽培および病気対策としての施肥管理による土地生産性の集約化
- ②複合化による土地の効率化

3) 畜産部門

畜産生産物の向上

- ①家畜の質の向上
- ②病気の減少
- ③指導および普及活動の向上

4) 産業部門

①指導および普及活動の向上を通して家内制手工業による生産向上

5) 商業および協同組合部門

協同組合の組織の質的向上

- ①指導および普及活動の向上
- ②自立した協同組合の確立

2-3. 開発の現状とその問題点

2-3-1. 行政システム

1) 農業部門

①農業普及所 (BPP: Balai Penyuluh Pertanian)

1名の普及指導員とスタッフからなっている。

以前は、各BPPはBIMAS局によって管轄されており、1ヶ所のBPPにおいて食用作物、畜産、漁業およびエステート作物の農業省が管轄している全分野の普及を行っていた。しかし、2年前に組織改革が行われ、BPPは基本的に1ヶ所のBPPは、食用作物、畜産、漁業あるいはエステート作物のいずれかのDinas TK.IIの管轄下に組み込まれた。

農業普及所の機能は、1) 稲作、その他作物栽培、家畜飼育の指導、2) 中核農家、農民組織、婦人組織の指導、3) デモンストレーション農場の設定、4) 農業普及員の能力向上、5) これらに関わる図書刊行物の貸し出し、等である。

技術普及の面では、中核農民に対する研修会が開催され、農業普及員の能力向

上のための勉強会あるいは研修会が隔週の土曜日に開催される。

Barru県においては、計4ヶ所の農業普及所がある。その内訳は、食用作物普及所がMalusetasi郡とTanele Rilau郡にある2ヶ所、エステート作物普及所がBarru郡Palakka村に建設中である1ヶ所および畜産普及所がTanele Riaja郡にある1ヶ所である。これらの普及所の共通の問題点は、予算が少ないために農民に対する研修コースが年数回しか開催できないことおよびデモンストレーション栽培が十分に実施されないこと、普及所近隣の農民に対してしか指導できないこと等が上げられる。また、普及員および普及所長は、県外において研修機会を得ることによって自身の能力改善に励む意欲はあるものの、農業普及員訓練センター等による研修に参加するための予算が不足している。

②普及員

県事務所に上級普及員（PPS:Penyuluh Pertanian Spesialis）がおり、村落部に下級普及員（PPL:Penyuluh Pertanian Lapangan）が駐在している。上級普及員は、下級普及員が直面する問題点について技術的な指導をする。下級普及員は、農民組織に対して直接技術指導を行い、Dinasと農民組織の窓口ともなる。

Barru県における1993年の下級普及員の数は、食用作物担当が34人、エステート作物担当が11人、畜産担当が9人である。現在県内には54ヶ村の村落においていずれの村落においても食用作物栽培、家畜飼育、エステート作物栽培が行われている現状を思料すると下級農業普及員の絶対数は不足しているといえる。

また、下級普及員の技術レベルにも問題がある。下級普及員の最終学歴は農業高校あるいは普通科高校である。農業高校出身とはいえ、そこでは一般的な農業を学習したにすぎないため、農民が経験的に実践している農業に対して技術的に劣る場合がある。若い農業普及員が農業普及員訓練センターで研修する機会を得ても、修学した技術を現場に適応した技術に修正することは難しい。

③種苗所（Balai Buni）

種苗所は食用作物県事務所の管轄下となる。その機能は、米と落花生、とうもろこし、緑豆等の水田裏作作物を普及するため、種取りとその供給である。供給先は農民組織である。

Barru県には、Barru郡とTanele Rilau郡に2ヶ所の種苗所がある。この2ヶ所の種苗所は乾期農業用水が枯渇するため、十分な機能を発揮していない。

④家畜診療所（Puskesmas:Pusat Kesehatan Hewan）

家畜診療所の機能は、家畜の病気予防、病畜の発見と診療、薬の販売および人工授精の普及である。なお、予防接種に関しては、Dinas TK.IIが行う。

Barru県には、家畜診療所はTanele Riaja郡に1ヶ所あり、獣医1人と2名のスタッフによって運営されている。Barru県においては、牛が多いため、牛に対する診療が多い。また、農民は病畜を診療所へ運搬するだけの機動力を持たないこと

と病気に対する知識が不足しているため、診療所のスタッフが病気の巡回指導および巡回診療を行うことが多くなる。

人工授精に関しては、91年から開始し成功率は約50%で、徐々に県内に浸透してきた。

⑤ 農業情報センターおよび農業普及員訓練センター

農業情報センターおよび農業普及員訓練センターはいずれも農業省の直轄であり、南スラウェシ州に1ヶ所ずつしかない。

農業情報センター（BIP: Balai Informasi Pertanian）は、ウジュンバンタン市にあり、その機能は、農業普及用のスライド作成、書物およびパンフレット類の発刊、ビデオの作成を行い、それらを関係者に対する貸し出しあるいは提供、各関係者に対する研修会の開催、州内の農業情報およびデータの蓄積と農業開発への運用のためにそれらデータを各関係機関に対して提供等を行っている。余談であるが当センターは「視聴覚教育隊員」の要請を上げている。

農業普及員訓練センター（BPLPP: Badan Pendidikan, Latihan dan Penyuluhan Pertanian）は、Gowa県Batan Kalukuにあり、上級、下級の農業普及員が短期あるいは中期の農業技術研修を行うところである。同センターに対しては、以前JICAプロジェクト方式技術協力による無償援助がなされた。

両センターとBarru県政府農業関係者とのつながりは、農業普及員が農業普及員訓練センターにおいて研修を受けた経験があること、農業情報センターから農業刊行物が届けられることであった。農業普及員訓練センターにおける研修の内容は、農業普及員に非常に評判が良かった。これらのつながりが深いといえるのか浅いといえるのかは定かではないが、報告者の視察したときの印象では両センターともそれぞれ充実した設備があり、利用する価値があるものと考えられた。

⑥ 農業試験場

南スラウェシ州における農業試験場は、食用作物試験場（Maros県）、園芸作物試験場（Jenepono県）、畜産試験場（Bone県）、漁業試験場（Maros県）である。これらは、全て農業省直轄である。

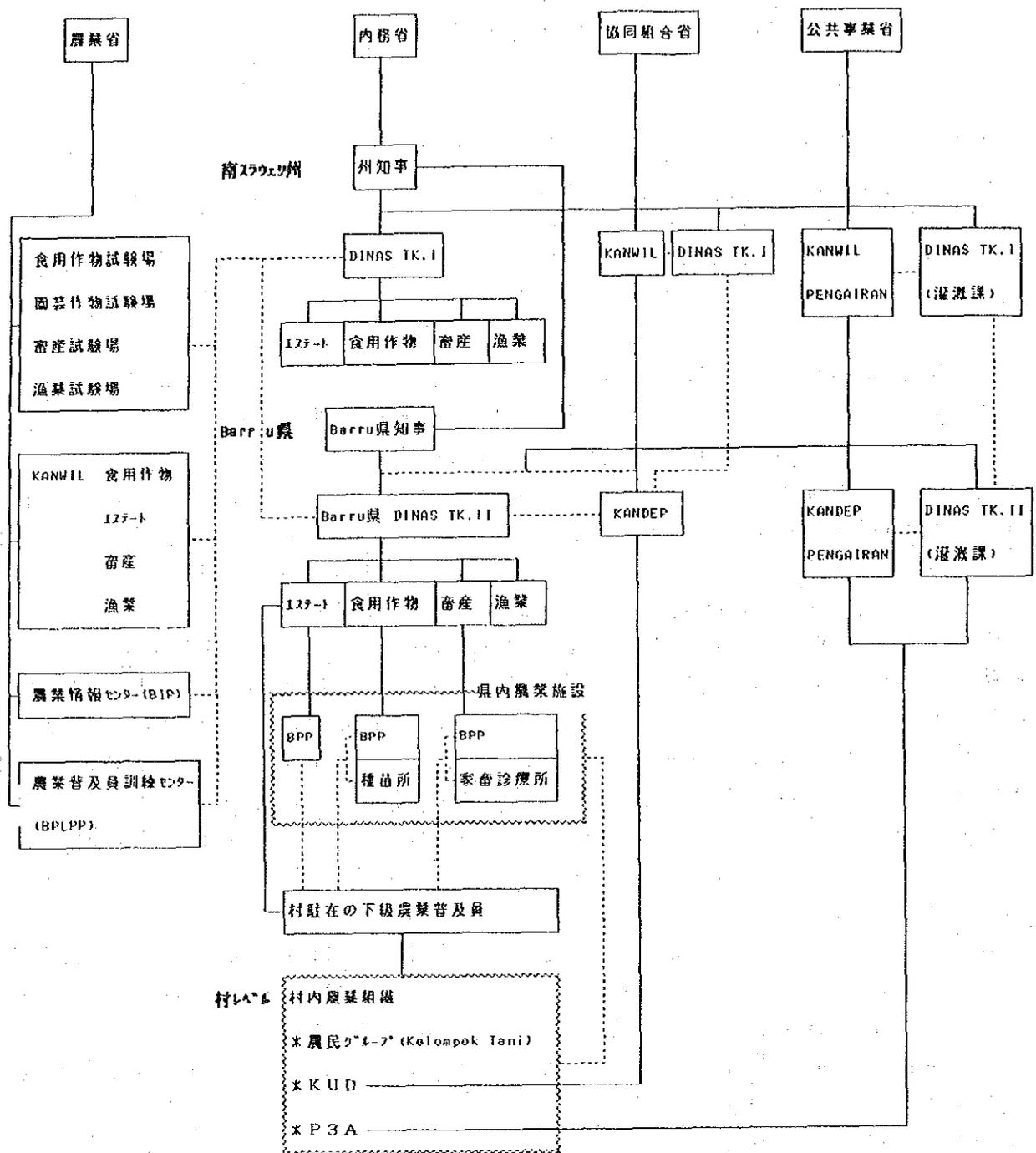
報告者は、食用作物試験場に土壌試験を依頼し、また、園芸作物試験場を視察訪問した。それぞれの試験場は、南スラウェシ州のみならず東部インドネシア地域の拠点となっており、施設も整っている。

Barru県政府農業関係者とこれらの試験場のつながりは不明である。土壌調査においては、4サンプルに対し試薬代として180,000ルピアの経費がかかった。この経費は県の中堅職員の1カ月分の給料に相当する。事業実施に関わる調査を試験場に依頼することは、県政府にとっては大変な負担となることが考えられる。

2) 家内制手工業

Barru県内における家内制手工業は、産業省県出先事務所（Kandep Perindustrian）が管轄している。主な機能は、対象グループに対する技術指導、資金・機材

農業団体組織機構図



BPP: 農業普及所

kanwil pengairan: 公用事業省灌漑局州出先事務所

Kandep pengairan: 公共事業省灌漑局県出先事務所

KUD: 村落協同組合

P3A: 農業用水管理組合